

令和8年 秋田県の都市計画

【Ⅳ】 参考資料

【Ⅳ】 参考資料

■ 最近の都市計画関係法改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
■ 市町村が都市計画決定する際の協議の実施方法について・・・・・・・・	10
■ 秋田県都市計画審議会条例及び運営規程・・・・・・・・・・・・	16
■ 秋田県都市計画公聴会規則及び開催要領・・・・・・・・・・・・	19
■ 秋田県開発審査会条例及び運営規定・・・・・・・・・・・・・・	23
■ 秋田県の景観を守る条例及び景観保全基本方針等・・・・・・・・	25
■ 秋田県屋外広告物条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
■ 秋田県立都市公園条例及び施行規則・・・・・・・・・・・・・・	46
■ 秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例及び施行規則・・	65
■ 景観百選「秋田え〜どこ100」一覧（平成21年3月）・・・・・・・・	77

参考資料

■最近の都市計画関係法改正の概要

（１）地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による都市計画法の一部改正の概要

（公布：平成１１年７月１６日 施行：平成１２年４月１日）

１．機関委任事務制度の廃止に伴う都市計画事務の自治事務化

- ① 従来機関委任事務とされていた都道府県知事の都市計画決定等に係る事務及び団体委任事務とされていた市町村の都市計画決定等に係る事務は、ともにごくわずかの例外を除き、自治事務とされた。
- ② 都市計画決定に係る事務の主体が「都道府県知事」から「都道府県」と改正された。ただし、市町村の都市計画決定に対する都道府県知事の同意（改正前は承認）等については、「都道府県知事」のまま存置。

２．都市計画決定等に対する国又は都道府県の関与及び視点を明確化

- ① 建設大臣の認可、都道府県知事の承認を、それぞれ「同意を要する協議」にし、その際の関与の視点（建設大臣：国の利害との調整を図る観点、都道府県：一の市町村を超える広域の見地からの調整を図る観点及び都道府県の決定した又は決定しようとする都市計画との整合性を確保する観点）を明確化した。

３．市町村都市計画審議会の法定化等

- ① 市町村に市町村都市計画審議会を設置できることとされた。
- ② 市町村は都市計画の決定に際し、市町村都市計画審議会の議を経れば、都道府県都市計画審議会の議を経ることは不要となった。

４．都市計画決定権限の指定都市への委譲

- ① 改正前の都市計画法において都道府県が定めることとされていた都市計画については、区域区分（線引き）及び指定都市の区域を超えて広域の見地から決定すべき都市施設等に関する都市計画を除き、指定都市が決定することとなった。

（２）都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の概要

（公布：平成１２年５月１９日 施行：平成１３年５月１８日）

１．都市計画に関するマスタープランの充実

- ① 都道府県がすべての都市計画区域について、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）を定めることとなった。

２．線引き制度及び開発許可制度の見直し

- ① 区域区分（線引き）の有無について、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において都道府県が判断・決定することとなった。
- ② 市街化調整区域について、一定の要件を満たす区域を条例で定め、住宅等の立地を可能とした。あわせて、線引き時点で既に宅地であった土地（既存宅地）における建築行為の特例

を廃止し、許可制とした。

- ③ 開発許可の技術基準について、地方公共団体が条例で、基準の強化又は緩和及び建築物の敷地面積の最低限度に関する制限が可能となった。

3. 良好な環境確保のための制度の充実

- ① 小規模な風致地区の決定権限及びその規制内容を定める条例の決定権限が都道府県から市町村に委譲された。
- ② 非線引き白地地域（区域区分が行われない都市計画区域のうち、用途地域が定められていない土地の区域）について、良好な環境の形成又は保持のため「特定用途制限地域」を定め、特定の用途の建築物等の立地を制限できることとなった。
- ③ 用途地域が定められていない地域において、土地利用の状況等を考慮し建築物の容積率、建ぺい率等を選択できることとなった。

4. 既成市街地の再整備のための新たな制度の導入

- ① 商業地域の一定の土地の区域について、土地の高度利用を図るため、関係権利者の合意に基づき、他の敷地の未利用容積の活用を可能とする「特例容積率適用区域制度」が導入された。（現在の名称は「特例容積率適用地区」）
- ② 隣地境界線から後退して壁面線の指定等がある建築物について、許可により建ぺい率制限を緩和できることとなった。
- ③ 道路、河川等の都市施設について、当該都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に定めることが可能となった。

5. 都市計画区域外における開発行為及び建築行為に対する規制の導入

- ① 都市計画区域外の区域のうち、相当数の建築物等の建築等が現に行われている又は行われると見込まれる一定の区域で、そのまま放置すれば将来の一体の都市としての整備、開発及び保全に支障があると認められる一定の区域について、市町村が「準都市計画区域」を指定し、用途地域等の土地利用に関する都市計画を決定できることとなった。（平成18年の法改正で決定権者が市町村から都道府県に改正された）
- ② 都市計画区域及び準都市計画区域以外の一定規模（1ha）以上の開発行為について、開発許可制度を適用することとなった。

6. 都市計画決定システムの透明化と住民参加の促進

- ① 都市計画の案の縦覧に際し、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて縦覧することとなった。
- ② 地区計画等の案を作成するに当たって、市町村は地区計画等の案の内容となる事項の提示方法及び意見の提出方法を条例で定め、区域内の土地所有者等の意見を求めることとなった。また、条例で定めるところにより、住民又は利害関係人が市町村に対し地区計画等の案を申し出ることが可能となった。
- ③ 国・地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に務めなければならないこととなった。

(3) 建築基準法等の一部を改正する法律の概要

(公布：平成14年7月12日 施行：平成15年1月1日)

1. まちづくりに関する都市計画の提案制度の創設

- ① 土地所有者、まちづくりNPO等は、都道府県又は市町村に対し、一定規模（原則として0.5ha）以上の一団の土地の区域について、土地所有者等の3分の2以上の同意を得ることにより、都市計画の決定又は変更を提案することができることとなった。
- ② ①の提案があった場合、都道府県及び市町村は、遅滞なく、都市計画の決定又は変更の必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときはその案を作成しなければならないこととなった。

2. 用途地域における容積率等の選択肢の拡充

- ① 地域ごとのまちづくりの多様な課題に適切に対応できるよう、容積率、建ぺい率、斜線制限、敷地規模制限、日影制限等の選択肢が拡充された。
- ② 第一種・第二種低層住居専用地域以外でも（全ての用途地域において）、都市計画で、建築物の敷地面積の最低限度を定められることとなった。

3. 地区計画制度の見直し

- ① 地区計画の定義に、「開発し」を加え、「・・・良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画」とした。
- ② 地区計画制度を整理、合理化し、一つの地区計画で、地域の特性に応じて用途制限、容積率制限等の緩和、強化が可能となった。
- ③ 住宅高度利用地区計画及び再開発地区計画を廃止し、地区計画に統合した。
- ④ 地区計画の区域の全部又は一部について、従来の住宅高度利用地区計画または再開発地区計画に相当する区域として、再開発等促進区を定めることができることとした。
- ⑤ 適正な配置、規模の公共施設を備えた区域において、その合理的な高度利用と都市機能の更新を図るため高度利用型地区計画を定めることが可能となった。
- ⑥ 地区計画で定めた用途について、条例で用途地域制限の緩和が可能となった。
- ⑦ 地盤面の上にある通路等の地区施設を定めた場合、その地区施設下の建築物について建ぺい率制限の緩和が可能となった。
- ⑧ その他地区計画における地区整備計画の特例規定等の整理が行われた。

(4) 「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」による都市計画法の一部改正の概要

(公布：平成16年6月18日 施行：平成16年12月17日（景観地区に関する規定は平成17年4月1日）)

1. 景観地区等の創設に伴う規定の整備

- ① 地域地区において、美観地区を廃止し、景観地区を追加した。
- ② 緑地保全地区の名称が特別緑地保全地区に改められた。
- ③ 地域地区として、緑地保全地域と緑化地域が追加された。
- ④ 地区計画における地区整備計画に定める事項として、「建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限」「建築物の緑化率の最低限度」に関する事項が追加された。
- ⑤ 景観行政団体は、景観計画区域内において、景観計画に定められた開発行為についての制限内容を、条例で、開発許可基準として定めることができることとなった。

(5) 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の概要

(公布：平成18年5月31日 施行：平成19年11月30日 (全面施行))

1. 大規模集客施設に係る立地規制

- ① 床面積の合計が一万平方メートルを超える劇場、店舗、飲食店等は、第二種住居地域、準住居地域、工業地域並びに非線引き都市計画区域及び準都市計画区域内の白地地域において、原則として建築してはならないこととなった。(建築基準法第48条)

2. 準都市計画区域制度の拡充

- ① 農地を含む土地利用の整序が必要な区域等に広く指定できるよう、準都市計画区域の指定要件が緩和されるとともに、指定権者が都道府県に変更された。

3. 都市計画制度の柔軟化・機動化

- ① 一定の条件に該当する土地の区域における地区計画については、特定大規模建築物(劇場、店舗、飲食店その他これらに類する大規模な建築物)の整備による商業その他の業務の利便の増進を図るため、開発整備促進区を都市計画に定めることができることとなった。
- ② 都市計画提案権者の範囲が拡大され、まちづくりの推進を図ることを目的として設立された営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又はまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体が、一定の土地の区域について都市計画提案を行えるようになった。

4. 広域的調整手続の円滑化

- ① 都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との整合を図る観点から、市町村による都市計画の決定の協議を行うにあたり必要があると認めるときは、関係市町村から意見聴取等必要な協力を求めることができることとなった。

5. 開発許可制度の見直し

- ① 開発許可が不要とされていた社会福祉施設、医療施設、学校(大学、専修学校及び各種学校を除く)、庁舎等の建築の用に供する目的で行う開発行為について、開発許可を要するものとなった。
- ② 開発許可が不要とされていた国、都道府県等が行う開発行為について、開発許可を要するものとなった。
- ③ 市街化調整区域内における大規模な開発行為で、市街化区域における市街化の状況等からみて計画的な市街化を図る上で支障がないと認められるものについて、開発許可をすることができるとする基準(旧第34条10号イ)が廃止された。

(6) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)による都市計画法の一部改正の概要

(公布：平成20年5月23日 施行：平成20年11月4日)

1. 地区計画に「歴史的風致維持向上地区計画」を追加

- ① 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(※)(愛称：歴史まちづくり法)に伴い、地区計画に歴史的風致維持向上地区計画が追加された。

歴史的風致維持向上地区計画は、都市計画基準において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となつて形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上並びに土地の合理的かつ健全な利用が図られるように定めること。」とされている。

(7) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
(平成23年法律第37号) [第1次一括法] による都市計画法の一部改正の概要

(公布：平成23年5月2日 施行：平成23年8月2日)

地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）を踏まえた改正

1. 大都市等における都市計画に係る大臣協議の廃止

- ① 三大都市圏等大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域において、都道府県が都市計画を決定しようとする際の国土交通大臣との同意を要する協議が不要とされた。

2. 市決定の都市計画に係る都道府県知事同意の廃止

- ① 市が都市計画を決定しようとする際の都道府県との協議について、その同意を得ることが不要とされた。

(8) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法
(平成23年法律第105号) [第2次一括法] による都市計画法の一部改正の概要

(公布：平成23年8月30日 施行：1は平成23年8月30日、2は平成24年4月1日)

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえた改正

1. 義務付け・枠付けの見直し

- ① 地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画等に関する都市計画の策定を義務付ける規定が廃止された。
- ② 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画等に関する都市計画の内容を義務付ける規定が努力義務化された。

2. 基礎自治体への権限移譲

- ① 4車線以上の市町村道等に関する都市計画決定権限が都道府県から市町村に移譲された。
- ② 区域区分、高速自動車国道及び一般国道等に関する都市計画決定権限が都道府県から指定都市に移譲された。
- ③ 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築許可、都市計画事業地内における建築等の許可、これらに係る監督処分等が都道府県からすべての市に移譲された。

(9) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法
(平成25年法律第44号) [第3次一括法] による都市計画法の一部改正の概要

(公布：平成25年6月14日 施行：①は平成25年6月14日、②は平成26年4月1日)

「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定）及び「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月12日閣議決定）を踏まえた改正

1. 義務付け・枠付けの見直し

- ① 都道府県又は市町村が都市計画を決定した場合における国土交通大臣への図書の写しの送

付が不要とされた。

- ② 開発審査会の委員の定数が「５人又は７人」から「５人以上」とされた。

(10) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第３９号）による都市計画法の一部改正の概要
（公布：平成２６年５月２１日 施行：平成２６年８月１日）

１．「居住調整地域」及び「特定用途誘導地区」の追加

- ① 都市再整備特別措置法の改正に伴い、地域地区に居住調整地域及び特定用途誘導地区が追加された。
- ② 居住調整地域及び特定用途誘導地区に関する都市計画は、市町村が定めるものとされた。

(11) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２６年法律第５１号）〔第４次一括法〕による都市計画法の一部改正の概要
（公布：平成２６年６月４日 施行：平成２７年６月４日）

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成２５年１２月２０日閣議決定）を踏まえた改正

１．指定都市への権限移譲

- ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定権限が都道府県から指定都市に移譲された。

(12) 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第６９号）による都市計画法の一部改正の概要
（公布：平成２６年６月１３日 施行：公布後２年以内の政令で定める日）

１．不服申立前置の廃止

- ① 開発許可等の処分に不服がある場合に、開発審査会の裁決を経ることなく取消訴訟を提起することができることとされた。

２．不服申立手続の審査請求への一元化

- ① 開発許可等の処分に係る不作為については、異議申立てが廃止され、審査請求を開発審査会に代えて都道府県知事に対してすることもできることとされた。

(13) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律〔第５次一括法〕による都市計画法の一部改正の概要
（公布：平成２７年６月２６日 施行：平成２８年４月１日）

区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議の対象範囲の見直し

- ① 区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議について、協議の対象となる都市計画を農用地区域等が含まれる場合に限定することにより、地方公共団体の事務処理の効率化に資する。

(14) 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う都市計画法等の一部改正の概要

(公布：平成29年5月12日 施行：平成30年4月1日)

1. 都市緑地法の一部改正

①緑の基本計画の記載事項の追加

- ・地方公共団体の設置に係る都市公園の管理の方針
- ・生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項

②緑化率規制の改正

(100－建蔽率－10) %の廃止（緑化率の上限値を一律25%とする）

2. 都市公園法の一部改正

都市公園の管理基準に係る規定を追加する。

(都市公園施行規則の改正：点検を1年に1回の頻度で行うことを基本とする)

3. 生産緑地法の一部改正

①特定生産緑地制度の創設

生産緑地地区に関する都市計画の告示の日から30年が経過する日（申出基準日）以前においても、市町村長が、農地等利害関係人の同意を得て、特定生産緑地として指定できる。

②特定生産緑地に係る税制措置

- ・特定生産緑地として指定された生産緑地について、農地評価・農地課税を適用する。
- ・特定生産緑地として指定された生産緑地について、納税猶予を適用する。

4. 都市計画法及び建築基準法の一部改正

①田園住居地域の創設

住宅と農地が共存するエリアを市街地像として新たに示す。ただし、300平方メートル未満の開発等に限定する。

②田園住居地域内の農地における建築等の規制について

田園住居地域内の農地の区域内において、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律若しくは資源の有効な利用の促進に関する法律の堆積を行おうとする者は、市町村の許可を受けなければならない。

また、以下の行為についても市町村で許可する。

- ②－1 土地の形質の変更でその規模が300平方メートル未満のもの
- ②－2 建築物の建築又は工作物の建設で以下のいずれかに該当するもの
 - ・②－1の区域ないおいて行う建築物の建築又は工作物の建設
 - ・建築物又は工作物でその敷地の規模が300平方メートル未満の建築又は建設
- ②－3 土石、廃棄物又は再生資源の堆積で当該堆積を行う土地の規模が300平方メートル未満のもの

③田園住居地域内の建築の制限について

田園住居地域内においては、以下③－1から5までのとおり、低層住居専用地域内に建築することができる建築物に加え、農産物の生産等に供する建築物、農業の生産資材の貯蔵に供する建築物の農業関連の施設を建築することができる。

- ③－1 低層住居専用地域内に建築することができるもの
- ③－2 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
- ③－3 農業の生産資材の貯蔵に供するもの

- ③－４ 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗及び当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店等で当該用途に供する部分の床面積の合計が５００平方メートル以内のもの
- ③－５ ③－１から４の建築物に附属するもの

５．田園住居地域内の農地に係る税制措置

田園住居地域内の市街化区域農地について、３００平方メートルを超える部分に係る土地の価額について類似宅地の価額を基準として求めた価額から造成費相当額を控除した価額の２分の１とする減価補正を行う評価を適用する。

(15) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 〔第10次一括法〕による都市計画法の一部改正の概要

(公布：令和２年６月１０日 施行：同日)

町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止

- ・町村の都市計画の決定又は変更に際して行う都道府県知事の同意を要する協議については同意を廃止し、同意を要さない協議とする。
- ・これにより、協議手続きの円滑化に資するとともに、地域の特性等を活かしたより主体的なまちづくりの推進に資する。

(16) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４３号）による都市計画法の一部改正の概要

(公布：令和２年６月１０日 施行：令和４年４月１日)

災害ハザードエリアにおける開発抑制

- ・災害危険区域等の区域内での自己業務用施設を開発禁止（自己居住用住宅のみ可）とした。
- ・市街化調整区域内で条例制定により（１１号条例、１２号条例）開発が可能となる区域について、政令で基準を設定し災害危険区域等の区域を除くことを明記した。

(17) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第５５号）による都市計画法の一部改正の概要

(公布：令和４年５月２７日 施行：令和４年４月１日)

都市計画法に基づく開発許可に関する盛土規制法の許可みなし

- ・都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる宅地造成に関する工事について、宅地造成等規制法第8条の許可が不要とされていたところ、盛土規制法の許可を受けたものとみなすこととした。
- ・開発許可の技術基準「地盤の安全や擁壁の設置等の技術基準」について、盛土規制法において強化された技術基準への適合が必要となった。

(18) 都市再生特別措置法等の一部改正の概要

(公布：令和8年5月27日 施行：公布の日から6月以内)

都市機能の更なる集積・連携による地域の活性化

- ・立地適正化計画に特定業務施設等（オフィス、インキュベーション施設、集客施設等）の誘導を位置づけ、用途・容積率の緩和制度を創設した。

■市町村が都市計画決定する際の協議の実施方法について

都 ー 99
令和7年4月24日

関係各市町都市計画担当課長 様

秋田県建設部都市計画課長

都市計画決定における文書の地域振興局経由の廃止について（通知）

都市計画法第19条第3項（準用する場合を含む。）に基づき行う協議及び第20条第1項（準用する場合を含む。）に基づき行う図書の写しの送付について、令和7年4月1日より振興局への経由を廃止することとしましたので通知します。

都 ー 686
平成31年3月27日

各市町村長 様

秋田県建設部長

市町村が都市計画決定する際の協議の実施方法について（通知）

都市計画法第19条第3項に基づき行う協議の実施方法については、平成19年1月4日付け、秋田県建設交通部長通知（都ー1538「市町村が定める都市計画に関する同意について」）及び平成23年7月21日付け、秋田県建設交通部長通知（都ー658「都市計画運用指針の改正及びその取扱いについて」）で通知しているところですが、協議の更なる円滑化を図るため、別紙のとおり改めたので通知します。

これに伴い、平成19年1月4日付け、秋田県建設交通部長通知及び平成23年7月21日付け、秋田県建設交通部長通知は廃止します。

また、国土交通省が策定している都市計画運用指針については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものですので、併せてご参照ください。

別 紙

市町村が都市計画決定する際の標準的な協議の実施方法

1 協議の実施手順

市町村が都市計画決定する際の標準的な協議の実施方法は、次のとおりとする。

- ① 協議元市町村は、下協議までに、あらかじめ関係市町村との協議を実施しておくことが望ましい。
- ② 県は、必要に応じて関係市町村への資料の提出、意見の開陳、説明等の依頼（以下「協力依頼」という。）を行い、意見があった場合は協議元市町村と共有する。
- ③ 関係市町村への協力依頼に当たり必要な場合は、あらかじめ協議元市町村に、参考となる資料を求めることがある。
- ④ 協議は打ち合わせ形式で行う下協議、文書により行う事前協議及び正式協議とする。なお、意見がある場合は、理由を付して回答する。
- ⑤ 都市計画の案に対して法第17条第2項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）に規定する意見書の提出があった場合は、協議の申し出に当たり、意見書の要旨を記載した書面を添付する。
- ⑥ 協議元市町村または関係市町村と異なる判断をする場合にあっては、書面をもって、その理由を当該市町村に通知する。
- ⑦ 協議の回答に当たっての標準処理期間は、地域振興局の経由処理を7日とし、都市計画課の事務処理を15日とする。ただし、関係市町村に意見の開陳を求める場合は、都市計画課の事務処理を30日とする。
- ⑧ 知事協議について、都市計画決定の円滑な事務処理に配慮する観点から、県は、回答（意見）文書を送付する。
- ⑨ 事前協議における知事の意見を踏まえた案としない場合は、当該都市計画の案を都市計画審議会に付議する際、当該意見の内容及びそれを踏まえないこととする考え方を都市計画審議会に提出する。

2 協議の回答に当たっての判断について

協議の回答に当たっては、以下に示す基準等に基づいて回答の内容を判断する。

なお、この場合は、法第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針、及び関係市町村から協力があつた事項を参考とする。

(1) 判断基準

- ① 法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）に位置付けられているか、または、明確に整合していること。整開保に位置付けるべき主要な都市計画であつて位置付けがない場合は、整開保を変更して当該都市計画を明確に位置付けること。この場合は、少なくとも都市計画審議会の議を了している等、案のとおり決定されることが確実となっていること。
また、広域的・根幹的なものでないため整開保に位置付けていない都市計画の場合は、関係市町村の環境、都市圏における都市構造又は広域的なインフラに対する影響の観点から支障ないと判断できるものであること。
- ② ①のほか、県が定める、または、定めようとする都市計画と適合していること。
- ③ 県が広域的観点から策定した計画及び施策と整合が図られていること。
- ④ 法第13条に規定されている都市計画基準に適合していること。

(2) 確認事項

県は、協議に際し、次の事項を確認するものとする。

- ① 関係法令に適合していること。
- ② 関係機関との必要な調整が図られているか、または図られることが確実と見込まれること。

3 関係市町村への協力依頼の考え方

県は、関係市町村に対し、必要に応じて資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を依頼する。

(1) 対象となる都市計画

法第19条第5項に基づき関係市町村へ意見の開陳を求める都市計画は、以下のものとする。なお、対象とする都市計画の種類は、地域地区、都市施設、市街地開発事業等の別を問わず、あらゆる都市計画を対象とする。

- ① 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝舟投票券発売所に供する建築物であってその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万㎡を超えるもの（以下「大規模集客施設」という。）の立地に係る都市計画。
- ② ①のほか、関係市町村の環境、都市圏における都市構造又は広域的なインフラに対して影響を及ぼすおそれのある都市施設の設置・変更、土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の設置に係る都市計画。

(2) 「関係市町村」の考え方

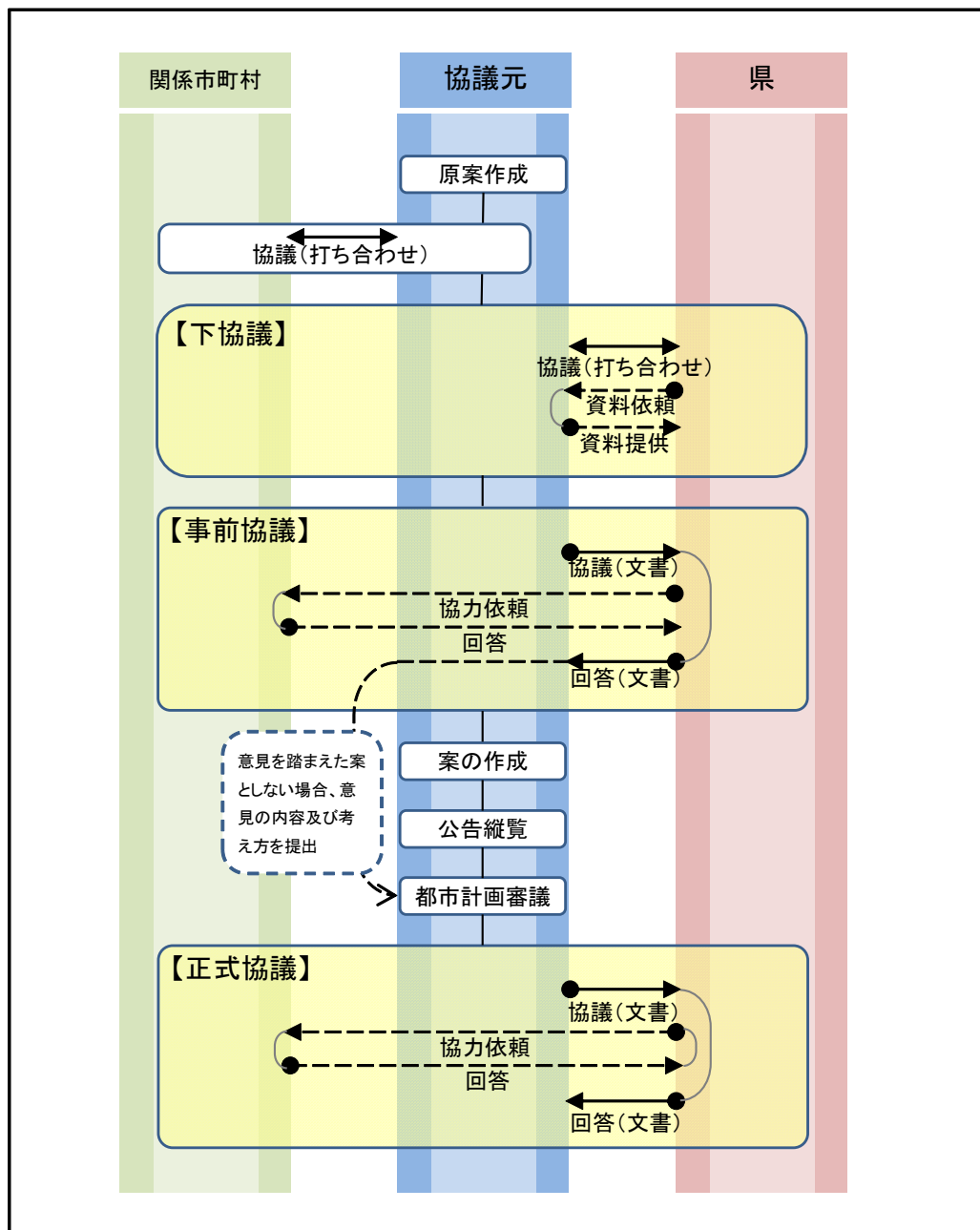
意見の開陳を求める関係市町村は、以下の考え方に基づき、協議の都度判断する。

- ① 同一都市計画区域内の全ての市町村。ただし、整開保に明確な位置付けのある都市計画の協議にあっては、同一都市計画区域内の市町村に対して意見の開陳は求めない。
- ② ①のほか、協議に係る都市計画案の所在する市町村に隣接し、または近接し、かつ、自然的・社会的条件から当該市町村と一体的な生活圏を構成している県内の市町村及び大規模集客施設等の影響を受けると認められる県内の市町村。

なお、改正前の法に規定されている「関係市町村」の解釈及び規定されている条項の運用については、従前のとおりとする。また、改正により新たに規定された法第5条の2第2項の「関係市町村」は、法第5条第3項の解釈及び運用に準ずるものとする。

(3) 意見の受理の考え方

意見は、協議を受けた都市計画の案について、関係市町村の環境、都市圏における都市構造又は広域的なインフラに対する影響等、都市計画の観点から提起されるものについてのみ、受理するものとする。



図：協議の実施フロー

(参考様式)

記 号 及 び 番 号
年 月 日

(宛先) 秋 田 県 知 事

○ ○ 市 長

○○都市計画○○の決定（変更）について（協議）

このことについて、都市計画法第19条第3項（第21条第2項において準用する同法第19条第3項）の規定により、協議します。

なお、都市計画決定事務を円滑に処理するため必要なので、文書による意見を願います。

（※意見文書が必要な場合に限り、なお書きを追記）

改正趣旨

協議の透明化、実質化、円滑化等を図るため、標準的な協議の実施方法等について定めるものであり、都市計画運用指針（国土交通省都市局）の改正を踏まえ所要の整理を行うものである。

1 新たな協議ルールの設定

調整過程を透明化し、客観的な調整を図るため、市町と県の意見が協議において調整できなかった場合に、市町村・県双方の意見等を都市計画審議会に付議することをルール化した。

2 運用通知の整理

これまで2つの運用通知[※]の発出により協議ルールを定めていたが、これを廃止し1つの運用通知に再編した。

※平成19年1月4日付け、都－1538

（秋田県建設交通部長通知「市町村が定める都市計画に関する同意について」）

平成23年7月21日付け、都－658

（秋田県建設交通部長通知「都市計画運用指針の改正及びその取り扱いについて」）

（メモ）

技術的助言

地方自治法第245条の4第1項等の規定に基づき、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができることとされているもの。（総務省 HP から）

■秋田県都市計画審議会条例及び運営規程

●秋田県都市計画審議会条例

昭和44年7月1日
秋田県条例第39号

(改正 平成11年12月24日 条例第81号)

(改正 平成22年 6月22日 条例第36号)

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条第3項の規定に基づき、秋田県都市計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ当該各号に定める人数以内で知事が任命する。

- | | |
|-------------------|----|
| 一 学識経験のある者 | 9人 |
| 二 関係行政機関の職員 | 4人 |
| 三 市町村の長を代表する者 | 1人 |
| 四 県議会の議員 | 3人 |
| 五 市町村の議会の議長を代表する者 | 1人 |

3 前項第1号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第2項第1号に掲げる者のうちから任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、第2条第2項第1号に掲げる者のうちから任命された委員のうちから、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会は、その権限に属する事項のうち軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長及び会長の指名した委員8人以内をもって組織する。

3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

(委任規定)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則 (略)

●秋田県都市計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県都市計画審議会条例（昭和44年秋田県条例第39号）第8条の規定に基づき、秋田県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(召集の通知)

第2条 会長は、審議会を召集しようとするときは、やむを得ない場合のほか、会議の3日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。

(欠席)

第3条 委員、臨時委員及び専門委員は、招集を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(代理出席)

第4条 関係行政機関の職員である委員に支障があるときは、当該委員が委任する当該機関の職員が会議に出席し、議事に参与し、及び議決に加わることができる。

(議長)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(専門委員)

第6条 専門委員は、会議に出席し、会長の許可を得て、又は会長の求めに応じて、意見を述べ、又は説明することができる。

(委員、臨時委員及び専門委員以外の出席)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員、臨時委員又は専門委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(公開)

第8条 審議会は公開とする。ただし、委員及び臨時委員の発議により、出席した委員及び臨時委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第9条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 審議会の開催日時及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- 三 議事の概要
- 四 その他審議会の経過に関する事項

2 前項の議事録には、会長が指名した2人の委員が署名押印するものとする。

(常務委員会)

第10条 常務委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- 一 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第13条に規定する都市計画の軽易な変更
- 二 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第4条の規定による住宅改良地区の指定
- 三 土地改良法（昭和24年法律第195号）第125条の2の規定による土地改良事業計画及びその変更に対する意見

2 第2条から前条までの規定は、常務委員会に準用する。

（事務局）

第11条 審議会の事務局は、建設部都市計画課に置く。

（雑則）

第12条 この規程に定めのない事項は、会長が定める。

附 則（略）

■秋田県都市計画公聴会規則及び開催要領

●秋田県都市計画公聴会規則

昭和45年1月8日
秋田県規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条に規定する公聴会(以下「公聴会」という。)を開催する場合の手續及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 知事は、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の案を作成しようとするとき、及びその他の都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

(開催の手續)

第3条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会開催の日の十四日前までに、公告するものとする。

2 前項の公告は、次に掲げる事項を秋田県公報に登載し、及び関係市町村の掲示板に掲示するほか、公聴会の日時、場所その他必要な事項を新聞紙に広告する等の方法により行なうものとする。

一 公聴会の日時

二 公聴会の場所

三 定めようとする都市計画の構想

四 次条に規定する書面の提出期限

(公述の申出)

第4条 都市計画の構想について公聴会に出席して意見を述べようとする者は、定められた期限までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(公述人)

第5条 前条の規定により書面を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、書面に記載された意見の内容が当該案件に関係がない場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、同種の意見が多数あつて、知事が必要があると認めるときは、意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)の数を制限することがある。

3 知事は、第一項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、前条の規定により書面を提出した者以外の者を公述人として指名することがある。

4 知事は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、あらかじめ、公述時間を制限することがある。

5 知事は、前三項の規定により公述人の数を制限し、公述人を指名し、又は公述時間を制限したときは、その旨を本人に通知するものとする。

(議長)

第6条 公聴会は、知事の指名する県の職員が議長としてこれを主宰するものとする。

(公述人の陳述等)

第7条 公述人の陳述は、案件の範囲をこえ、又は公述時間を超過してはならない。

2 議長は、公述人の陳述が前項の規定に違反したとき、又は公述人に不穏当な言動があつたときは、その陳述を禁止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(代理人による陳述の禁止等)

第8条 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。

2 議長は、公述人が公聴会当日やむを得ない事由により出席できないときは、当該公述人の陳述に代え

第四条に規定する書面に記載された意見の要旨を県の職員に読み上げさせるものとする。

（秩序の維持）

第9条 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、公聴会の会場に入場することができる傍聴人の数を制限することができる。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者に対し、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

（記録の作成）

第10条 公聴会については、記録を作成するものとする。

2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

- 一 都市計画の構想
 - 二 公聴会の日時及び場所
 - 三 公述人の氏名及び住所
 - 四 公述人の陳述の要旨
 - 五 その他公聴会の経過に関する事項
- 附 則（略）

●秋田県都市計画公聴会開催要領

（目的）

第1条 この要領は、秋田県都市計画公聴会規則（昭和45年秋田県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、秋田県都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）の運営に関し、必要な事項を規定するものとする。

（開催の単位）

第2条 公聴会は、原則として都市計画区域を単位として開催する。ただし、必要に応じ、市町村区域単位の開催、又は複数回の開催ができるものとする。

（開催の公告）

第3条 開催の公告については、規則第3条に規定する方法のほか、次に掲げる方法のうち1つ以上の方法により都市計画の素案（以下単に「素案」という。）を住民に周知させるものとする。

- (1) 市町村広報への登載
 - (2) インターネットによる秋田県及び関係市町村のホームページへの掲載
 - (3) パンフレット、リーフ、チラシ等の配布
- 2 素案は、住民が内容を把握し得るものとする。
- 3 周知は、原則として当該都市計画区域を含む市町村に居住する住民に対して行うものとする。

（公述人の資格）

第4条 公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）は、当該都市計画区域に居住する住民、又は当該都市計画決定に関し利害関係を有する者とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りでないものとする。

（公述の申し出）

第5条 規則第4条の規定により、意見を述べようとする者（以下「公述申出者」という。）は、次に掲げる方法により、公告により定める期限（以下「提出期限」という。）までに、規則第4条に規定する書面（様式第1号。以下「公述申出書」という。）を知事に提出しなければならない。なお、公告の日から提出期限までの期間は、7日以上確保するものとする。

- (1) 郵送。ただし、提出期限までに到着したもの。
- (2) 直接持参。ただし、提出期限の午後5時までに持参したもの。

2 公述申出書は、秋田県建設部都市計画課、又は当該都市計画区域を管轄する地域振興局建設部において受け付けるものとする。

3 提出期限後に提出された公述申出書は、これを受理しない。これにより、不受理となった公述申出者については、公述申出書不受理通知書（様式第2号）により、その旨通知するものとする。

（開催の中止）

第6条 知事は、前条の規定による申し出がない場合、速やかに公聴会の開催を中止する旨を関係市町村に通知するものとする。

2 公述人全員が公聴会開催時刻から30分経過しても受付を行わなかった場合は、議長の宣言により中止を決定する。

3 第1項により開催を中止した場合は、当該都市計画区域を管轄する地域振興局建設部と関係市町村においてその旨を掲示する方法により公告する。また、第2項による場合は、当該公聴会の会場に中止した旨を掲示する。

（公述人の決定等）

第7条 知事は、公述申出書を提出期限までに提出したものの中から、公述人を決定する。この場合において、知事は規則第5条第2項の規定により、公述人の数を制限するときは、公述申出書における意見の要旨の重複状況を勘案して選定することとする。

2 知事は、公述人に対しては公述人決定通知書（様式第3号）により、また、規則第5条第1項ただし書の規定により公述人に選定されなかった者に対しては様式第4号により、同条第2項の規定により公述人に選定されなかった者に対しては様式第5号により、公聴会開催の5日前までに通知するものとする。

（議長の指名）

第8条 規則第6条に定める公聴会の議長として知事が指名する県の職員は、建設部職員の中から公聴会開催の対象となる都市計画案を考慮して個別に定める。

（公述人の公述）

第9条 規則第5条第4項の規定によりあらかじめ公述時間を制限する場合は、一人当たり15分以内を目安とする。

2 公述人が第7条第2項の公述人決定通知書に記載された集合時間に30分以上遅れた場合は、議長は公述を認めない。

3 規則第7条第2項の規定に関し、公述人に次に掲げる言動があった場合は、当該公述人の陳述を禁止し、又は退場させることができる。

（1）公述と何ら関わりのない発言をした場合

（2）みだりに傍聴人を煽るような行動をした場合

（3）その他公聴会の運営を妨害するような言動をした場合

（傍聴）

第10条 公聴会は、傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当し、議長が傍聴を認めないことを決定した場合は、この限りではない。

（1）公述内容の公開により個人の権利の侵害、その他支障を生じるおそれがある場合

（2）公開により公正かつ円滑な審議が阻害され、その他不測の事態が生じるおそれがある場合

2 公聴会の傍聴を希望する者は、開催当日会場に直接来場するものとする。

ただし、先着順とし、あらかじめ議長が定めた傍聴定員に達するまでとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の者には傍聴を認めない。

（1）酩酊者その他心神耗弱の状態にあると認められる者

（2）凶器その他危険物を携帯した者

（3）形の大小を問わず、旗、のぼり、貼り紙、ビラ、プラカード等を所持する者

（4）はちまき、たすき等を身につけている者

- (5) 示威、又は喧騒にわたる行為をしている者
- (6) その他公聴会の秩序を乱すおそれがあると認められる者

4 本条に定めるもののほか、公聴会の傍聴に関して必要な事項は、開催の都度知事が別に定める。

(秩序の維持)

第11条 公聴会の出席者は、次の事項を遵守するほか、議長の指示に従わなければならない。従わない場合は、議長は当該出席者を退場させることができるものとする。

- (1) 静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) みだりに他の出席者を煽るような行動をしないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (4) その他公聴会の運営を妨害するような言動をしないこと。

2 議長は、公聴会の秩序維持のため、前項に定める事項のほか必要な事項を定め、当日会場の見やすいところに掲示して、協力を求めるものとする。

(記録)

第12条 条規則第10条に定める記録は、公聴会開催記録書（様式第6号。以下「記録書」という。）により作成するものとする。

2 知事は、前項の記録書の写しを関係市町村に送付するものとする。

3 知事は、公聴会を実施した都市計画案を秋田県都市計画審議会に付議するときは、第1項の記録書を当該都市計画案とともに同審議会に提出するものとする。なお、提出に当たっては、個人情報保護のために必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

様 式（略）

■秋田県開発審査会条例及び運営規程

●秋田県開発審査会条例

昭和45年3月27日
秋田県条例第22号

(改正 平成11年12月24日 条例第83号)

(趣 旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第8項の規定に基づき、秋田県開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議 事)

第4条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次項において同じ。）及び2人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹 事)

第5条 審査会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審査会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任規定)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会にはかつて定める。

附則（略）

●秋田県開発審査会運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、秋田県開発審査会条例（昭和45年秋田県条例第22号）第6条の規定に基づき、秋田県開発審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、審査会を招集しようとするときは、やむを得ない場合のほか、会議の3日前まで会議の案件、日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第3条 委員は、招集を受けた場合において、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(議 長)

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(委員以外の出席)

第5条 会長は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を述べ、又は説明させることができる。

(除 斥)

第6条 委員は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第7項に該当するときは、当該裁決に関する議事に入る前に、議長に申し出なければならない。

(専 決)

第7条 次に掲げる事項は、会長の専決とする。

- 一 法第21条の規定により相当の期間を定めて、補正を命じること。
- 二 法第22条第1項の規定により、審査請求書の副本を処分庁に送付すること。
- 三 法第24条の規定により、参加人として当該審査請求に参加することを許可し、求めること。
- 四 法第25条第2項の規定により、審査請求人又は参加人が補佐入とともに出頭することを許可すること。
- 五 法第26条ただし書きの規定により、証拠書類又は証拠物を提出すべき期間を定めること。
- 六 法第27条の規定により、その知っている事実を陳述させ、又は鑑定を定めるため参考人として、審査会に出頭することを求めること。
- 七 法第28条の規定により、書類その他の物件の所待人に対し、その物件の提出を求めること。
- 八 法第33条第3項の規定により、閲覧の日時及び場所を指定すること。
- 九 法第34条第4項の規定により処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復困難な損害を避けるため緊急の必要があると認められる場合において執行停止すること。
- 十 法第36条の規定により、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離すること。

(公 開)

第8条 会議は都市計画法第50条第3項の規定による口頭審理を除き、非公開とする。

ただし、会長の許可を得たものについては、この限りではない。

(会議録等)

第9条 会長は、審査会の日時、出席した委員等の氏名、会議の経過その他審査会の概要を記載した会議録並びに陳述、鑑定、検証及び審尋の概要を記載した記録等を作成し、保管しなければならない。

2 前項の会議録には、会長が指名した2人の委員が署名押印するものとする。

附則（略）

■秋田県の景観を守る条例及び景観保全基本方針等

●秋田県の景観を守る条例

平成5年3月30日 秋田県条例第11号

(改正 平成18年3月28日 条例第26号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観保全に関し、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、本県の豊かな自然に恵まれた景観を守り、もって心の和む県土を後世に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- 二 景観保全 建築物その他の工作物、屋外に集積され、又は貯蔵されている物品等が周辺の豊かな自然に恵まれた景観と調和を保つことをいう。
- 三 沿道・沿線地域 高速自動車国道、一般国道若しくは県道又は旅客の運送を行う鉄道事業(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業をいう。)の用に供されている鉄道路線から展望することができる地域のうち、当該道路又は鉄道線路の境界線から規則で定める距離内にある地域をいう。

(県の責務)

第3条 県は、景観保全を図るための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、県が実施する景観保全に関する施策と相まって、当該市町村の実情に即した景観保全を図るための施策を策定し、及びこれを実施するように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、景観保全に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する景観保全に関する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動の実施に当たり、景観保全のために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する景観保全に関する施策に協力するように努めるものとする。

(景観保全基本方針)

第7条 知事は、景観保全を図るため、景観保全に関する基本構想、景観保全についての施策に関する基本的事項等を内容とする基本方針(以下「景観保全基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 知事は、景観保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県景観保全審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 知事は、景観保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、景観保全基本方針の変更について準用する。

第2章 届出行為に関する景観保全

(行為の届出)

第8条 沿道・沿線地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他

規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、第13条の規定による要請に従うことにより当該行為をしようとするときは、この限りでない。

- 一 建築物又は規則で定める工作物(以下「建築物等」という。)で、その規模が規則で定める基準を超えるものの新築、増築、改築若しくは移転(増築又は改築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における増築又は改築を含む。)又は外観の変更(色彩に係るものに限る。)
- 二 屋外における物品の集積又は貯蔵で、その規模が規則で定める基準を超えるもの
- 三 土石等の採取又は鉱物の掘採で、当該行為によって地形の外観が変更される土地の規模が規則で定める基準を超えるもの又は当該行為によって生ずるのり若しくは擁壁の規模が規則で定める基準を超えるもの
- 四 土地の区画形質の変更(土石等の採取又は鉱物の掘採に係るものを除く。以下同じ。)で、その規模が規則で定める基準を超えるもの又は当該行為によって生ずるのり若しくは擁壁の規模が規則で定める基準を超えるもの

2 前項の規定は、沿道・沿線地域以外の地域内において、土石等の採取若しくは鉱物の掘採又は土地の区画形質の変更で、当該行為によって生ずる法その他規則で定める傾斜地又は擁壁の規模が規則で定める基準を超えるものをしようとする者について準用する。

3 前二項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち規則で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第十二条の規定による指導又は勧告に従うことにより変更しようとするときは、この限りでない。

(適用除外)

第9条 前条の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- 一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- 三 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域(以下単に「用途地域」という。)内で行われる行為(前条第1項第3号に掲げる行為並びに同条第2項に規定する土石等の採取及び鉱物の掘採を除き、同条第1項第2号に掲げる行為にあっては、用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域内で行われるものに限る。)
- 四 法令又は他の条例に基づいて定められた地域、地区等で、その区域内における建築物の建築その他の行為について制限が課されていることにより景観保全が図られるものとして規則で定めるものの区域内で行われる行為
- 五 国、地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が行う行為
- 六 法令に基づく事業で景観保全に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるものの執行として行う行為
- 七 沿道・沿線地域が変更された際当該変更により新たに沿道・沿線地域となった地域(以下「新沿道・沿線地域」という。)内において着手している行為又は当該変更の日から起算して30日以内に新沿道・沿線地域内において着手する行為

(届出行為景観保全基準)

第10条 知事は、景観保全基本方針に基づき、沿道・沿線地域内における第8条第1項各号に掲げる行為及び沿道・沿線地域以外の地域内における同条第2項に規定する行為(以下「届出行為」という。)に係る景観保全のための基準(以下「届出行為景観保全基準」という。)を定めなければならない。

2 届出行為景観保全基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物等の位置、色彩、素材及び遮へい並びにその敷地の緑化に関する事項
- 二 屋外において物品を収積し、又は貯蔵する際の位置、方法及び遮へいに関する事項
- 三 土石等を採取し、又は鉱物を掘採する際の方法及び遮へい並びに事後措置に関する事項
- 四 土地の区画形質の変更後の形状、緑化及び擁壁の外観に関する事項

五 その他景観保全に関し必要な事項

- 3 知事は、届出行為景観保全基準を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県景観保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、届出行為景観保全基準を定めるときは、告示してしなければならない。
- 5 前二項の規定は、届出行為景観保全基準の変更について準用する。

(届出行為景観保全基準の遵守)

第11条 届出行為をしようとする者は、当該行為が届出行為景観保全基準に適合するように努めなければならない。

(指導及び勧告)

第12条 知事は、第八条の規定による届出があった場合において、景観保全上必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出があった日から起算して三十日以内に限り、届出行為景観保全基準に基づき、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定により勧告をしようとするときは、あらかじめ、秋田県景観保全審議会の意見を聴かなければならない。

(既存施設等に対する要請)

第13条 知事は、建築物等若しくは屋外において集積され、若しくは貯蔵されている物品で沿道・沿線地域内に存するもの又は区画形質が変更された土地が、景観保全上著しく支障があると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、届出行為景観保全基準に基づき、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 2 前項の規定は、用途地域内に存する建築物等、用途地域のうち第九条第三号に規定する地域内に存する物品及び用途地域内に存する区画形質が変更された土地(土石等の採取又は鉱物の掘採に係るものを除く。)については、適用しない。

第3章 公共事業等に関する景観保全

第14条 知事は、景観保全基本方針に基づき、国等が行う公共事業等(公共的土木工事等の事業をいう。以下同じ。)に関する景観保全のための基準(以下「公共事業等景観保全基準」という。)を定めなければならない。

- 2 知事は、公共事業等景観保全基準を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県景観保全審議会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 県は、公共事業等を行う場合は、公共事業等景観保全基準を遵守するものとする。
- 4 知事は、国等(県を除く。)に対し、公共事業等を行うに当たっては公共事業等景観保全基準に配慮するよう要請するものとする。

第4章 啓発活動及び援助

(啓発活動)

第15条 県は、県民及び事業者の景観保全に関する意識を高めるため、啓発活動に努めなければならない。

(援助)

第16条 県は、景観保全上必要があると認めるときは、県民及び事業者に対し、技術的援助を行い、又は予算の範囲内において、必要な経費の一部を助成することができる。

- 2 県は、市町村が行う景観保全に関する施策の策定及び実施について、技術的援助をすることができる。

第5章 景観保全審議会

(設置及び所掌事務)

第17条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び知事の諮問に応じ景

観保全に関する重要事項を調査審議させるため、秋田県景観保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、景観保全に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第18条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、景観保全に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第19条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第21条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雑則

(市町村条例との調整)

第22条 第2章の規定と同等の内容を有する条例を制定している市町村の区域のうち、知事が指定する区域(以下「指定区域」という。)については、同章の規定は、適用しない。

- 2 知事は、指定区域を指定するときは、告示してしなければならない。

(規則への委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第24条 第8条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は同条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則 (略)

第1 景観保全に関する基本構想

本県は、白神山地、八幡平、森吉山、駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山などの山岳景観、十和田湖や田沢湖に代表される湖沼景観、八森岩館海岸、男鹿半島、象潟海岸などの海岸景観などといった美しい自然景観に恵まれている。また、これらの中に、「米どころ秋田」を象徴する由利、仙北、平鹿地方に代表される田園景観、角館町の武家屋敷に代表される歴史的文化的景観、地域の根差した農村・山村・漁村景観、更に近代的な建築物等によって形成される都市景観がこん然一体となって秋田県らしい美しい景観を醸し出している。

このような美しい景観は保全されなければならない一方、景観は自然と人間があやなす様(さま)であり、時間の経過とともに移り変わり行くものである。すなわち、景観の構成要素である人工物はもとより、自然も人間の手によって、あるいは自らの活動によって変化し、新たな景観が形成されていくものである。大切なことは、この新たに形成される景観が、心の安らぎや潤いのある生活空間を保全するものでなければならないことである。

そのためには、次の基本的考え方を念頭において景観保全を図っていかなければならない。

- (1) 本県がもつ美しい景観を再認識し、これを掛替えのない財産として守り、後世に引き継いでいく。
- (2) 移り変わって新たに形成される景観が、地域の共有財産となり得るように働きかけていく。
- (3) 日常生活や生産活動の場においても、周囲の美しい景観を損なわないような環境の整備に心掛ける。

このような観点に立って、景観保全を図るための基準を策定し、かつ、景観保全を推進するための施策を講ずるとともに、県民、事業者、地方公共団体等はそれぞれ力を合わせながら各々の責務を果たしていかなければならない。

第2 景観保全についての施策に関する基本的事項

1 届出行為景観保全基準の策定指針

届出行為景観保全基準は、条例による届出の対象となる行為をする場合において、景観保全に配慮するための具体的な目安となるとともに、行為者から届出された行為について、必要な措置を講ずるよう指導又は勧告を行う場合や、既存施設等について同様の要請をする場合に、根拠となるものである。更にこの基準は、県民の景観保全に配慮するための目安となるものである。このように観点に立って、届出行為景観保全基準は以下の内容を骨子としたものとする。

行為	基準の策定指針
(1) 建築物等の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更(色彩に係るものに限る。)	建築物及び工作物は、景観を構成する大きな要素であるため、これらの本来の機能を損なわない範囲で、景観保全に努めるべきである。そのような観点に立って、色彩や素材は周辺の景観に調和するものとする。 周辺の景観になじみにくい工作物は、敷地の周囲を遮へいすること。また、全体の印象を緩和するためこれらの敷地の緑化に努めるとともに、そのためのオープンスペースを確保できる位置とすること。特に、背後に優れた景観がある所ではその景観を遮らない位置とすること。
(2) 屋外における物品の集積又は貯蔵	周辺の景観になじみにくい物品の集積又は貯蔵は、これを目立たない位置とし、見え方に配慮するとともに、敷地の周囲を遮へいするなどのほか、全体の印象を緩和するため敷地を緑化すること。

(3) 土石等の採取又は鉱物の掘採	これらの行為は、行為中においてもその態様は周辺の景観に大きな影響を与えるものであるため、行為中においては、遮へいをするほか行為が見えないような方法を工夫し、行為後においては緑化等の事後措置を講ずること。
(4) 土地の区画形質の変更	この行為で生じるのり面や擁壁、地肌が削られた斜面は、景観に大きな影響を与えるものであるため、周辺の景観に調和する形状、外観とするとともに、全体の印象を緩和するため緑化すること。

2 公共事業等景観保全基準の策定指針

地方公共団体等が行う公共事業等は、整備される施設が広範多岐にわたり、大規模なものが多く、景観に与える影響は県民や事業者が行う行為よりも大きい場合が多い。したがって、公共事業等景観保全基準は、公共事業等の実施に当たり、率先して景観保全に取り組み、先導的役割を果たしていくための目安となるように定める。

3 県民及び事業者の景観保全活動

県民及び事業者は、景観保全を図るための中心的な担い手である。潤いや安らぎのある生活環境とりわけ景観を保全するには、自分の住まいや広場など身近な生活空間の清掃をはじめとして、敷地やその周辺の緑化、更に地域の花いっぱい運動などといった自主的な活動の展開が望まれる。特に事業者は、事業活動において景観保全に配慮することが、企業の地域社会に対する貢献となるものであるとともに、自らのイメージアップにつながるものであることを認識しながら、積極的な景観保全に努めていくことが望まれる。また、地域住民の景観保全活動は、その成果がまず自分にもたらされるものであり、それが結果として地域全体の景観が保全され、更には県土全体に広まっていくことが期待される。

これらのためにはまず、県民一人一人が景観保全の大切さを理解し、大事な景観を子孫に引き継いでいこうとする意識の高揚を図る必要がある。そのためには、学校、社会、家庭等を通じ教育活動を展開するほか、行政、民間一体となった景観保全の啓発活動を行うとともに、景観保全に関する技術等の援助を積極的に行う。

4 市町村の施策の促進

県条例は、国・県道や旅客鉄道の沿道・沿線の景観保全を主な目的とするものであるため、県条例の効果が直接的に及ばない市町村道については市町村が条例等を制定し、単に景観の保全に止まらず、地域の実情や特性に応じた景観の保存や新たな景観の形成まで踏み込んだ積極的に施策の展開が望まれる。

5 景観保全事業の推進

景観保全を進めていくためには、基本的には日常活動において景観保全に配慮することが必要であるが、景観保全に寄与する事業を併せて実施することが効果的である。景観保全に寄与する事業としては、花いっぱい運動、彩りの里景観向上事業などの景観関連事業がある。

これらについては、施策間の総合調整や事業主体間の連携を図りながら効果的かつ効率的な展開を図る。

6 法令の総合的運用

文化財保護法、都市公園法、自然公園法、自然環境保全法、都市計画法、屋外広告物法その他関係諸法令等は、それぞれのしくみにおいて、景観保全につながる機能を有していることから、景観保全を進めていくため、これらの制度を総合的に運用する。

●秋田県届出行為景観保全基準

平成5年9月10日
秋田県告示第613号

行為		事項	基準
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観(色彩)の変更		位置	(1) 優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。 (2) 山りょうの近傍にあつては、りょう線を乱さないよう、尾根より低い位置とすること。 (3) 主要な展望地からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げるもののないような位置とすること。 (4) 道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。
		色彩	(1) けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮すること。 (2) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること。 (3) 建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとすること。
		素材・材料 遮へい又は敷地の緑化	山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材・材料を使用すること。 (1) 建築物が山並み、田園等周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、敷地内の樹木の配置及び樹種の構成を考慮した植栽を行うこと。 (2) 敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。 (3) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 (4) 既存の樹木等は、残すように配慮すること。 (5) 駐車場は、道路等から直接見えないように周囲を緑化等により遮へいすること。
2 工作物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観(色彩)の変更(共通事項)		位置	(1) 優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。 (2) 山りょうの近傍にあつては、りょう線を乱さないよう、尾根より低い位置とすること。 (3) 主要な展望地からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げるもののないような位置とすること。 (4) 道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。
		色彩	(1) けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮すること。 (2) 色彩を組み合わせる場合は、工作物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること。
		素材・材料	山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮した素材、材料を用いること。
		遮へい又は敷地の緑化	(1) 敷地内は、できる限り緑化するとともに、敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。 (2) 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮すること。
工 作 物 (個 別 事 項)	・垣(生垣を除く。)、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの	色彩	垣、さく及び塀は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた色彩とすること。
		素材・材料	(1) 垣、さく及び塀は、樹木(生垣)、木竹材、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は、周辺景観との調和に配慮した仕上げとなるように工夫すること。道路に面して設置するものにあつては、できる限り生垣を主体としたものとすること。 (2) 擁壁は、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は周辺景観との調和に配慮した素材を用いること。
		緑化	(1) 垣、さく及び塀は、生垣にできない場合は、前面又は壁面を緑化すること。 (2) 擁壁は、前面又は壁面に修景緑化を図ること。

	・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの（外広告物を除く。） ・電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物を除く。） ・柱類（屋外広告物を除く。）	位置	目立つ位置への建設はできるだけ控えること。
		敷地の緑化	(1) 道路から後退してできる空間や敷地の周囲は、常緑の中・高木を取り入れた樹木により、修景緑化を図ること。 (2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
	・観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	位置	目立つ位置への建設はできるだけ控えること。
		遮へい又は敷地の緑化	(1) 道路から後退してできる空間は、施設の規模に応じた樹木による修景緑化や周辺の道路等からの遮へいを行うこと。 (2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
3 屋外における物品の集積又は貯蔵		集積又は貯蔵の位置及び方法	(1) 主要な展望地や道路から見えないような位置とすること。 (2) 敷地の境界から後退させ、かつ、集積又は貯蔵の高さをできるだけ低いものとし、積上げに際しては整然とした集積又は貯蔵とすること。
		遮へい	(1) 敷地の周囲は、常緑の中・高木による修景緑化や周辺の道路等からの遮へいを行うこと。 (2) 遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 (3) 敷地の出入り口は、少なくすること。
4 土石等の採取又は鉱物の掘採		採取又は掘採の方法	(1) 採取又は掘採に当たっては、道路に面した裏側から採取又は掘採する等周辺の道路等から見えないような方法を工夫するとともに、周辺景観への影響を緩和するように配慮すること。 (2) 行為終了後において緑化が可能な形状となるようにすること。
		遮へい	(1) 行為中において、山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観への影響を緩和するように、敷地の周囲は常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに配慮すること。 (2) 敷地の出入り口は、少なくすること。
		事後措置	(1) 採取又は掘採後のり面等及び採取又は掘採に直接関係のないり面等は、周辺景観と調和するよう早期に緑化措置を講ずること。 (2) やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化を図ること。 (3) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
5 土地の区画形質の変更		変更後の形状	(1) 極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形との調和が図られるように配慮すること。 (2) やむを得ずのり面が生ずる場合は、緑化可能なよう配とすること。 (3) やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態とすること。
		敷地の緑化又は擁壁の外観	(1) 行為地内の竹木は、保全するとともに、敷地の周囲は樹木等により、緑化すること。 (2) 法のり面又は擁壁を含めて構造物等が生ずる場合は、自然素材を活用し、これにより難しい場合は周辺景観との調和に配慮した素材を用いること。また構造物等の前面又は壁面に、修景緑化を図ること。 (3) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。

■秋田県屋外広告物条例

●秋田県屋外広告物条例

昭和49年3月30日

秋田県条例第20号

(改正 昭和50年12月22日 条例第41号)

(改正 昭和52年03月26日 条例第13号)

(改正 昭和56年03月27日 条例第14号)

(改正 昭和57年03月29日 条例第19号)

(改正 昭和60年09月30日 条例第44号)

(改正 昭和61年06月06日 条例第37号)

(改正 平成04年03月31日 条例第38号)

(改正 平成05年03月30日 条例第18号)

(改正 平成06年03月31日 条例第18号)

(改正 平成08年12月24日 条例第86号)

(改正 平成09年03月28日 条例第30号)

(改正 平成11年12月24日 条例第84号)

(改正 平成13年07月10日 条例第54号)

(改正 平成14年03月29日 条例第29号)

(改正 平成15年03月11日 条例第28号)

(改正 平成16年10月04日 条例第66号)

(改正 平成17年03月18日 条例第34号)

(改正 平成23年07月12日 条例第30号)

(改正 平成23年12月27日 条例第66号)

(改正 平成24年03月30日 条例第28号)

(改正 平成29年12月26日 条例第58号)

(改正 平成30年03月27日 条例第41号)

(目的)

第一条 この条例は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び屋外広告業について必要な規制を行うこと等により、良好な景観を形成し、若しくは 風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(禁止広告物等)

第二条 次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を表示し、又は設置してはならない。

- 一 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- 二 著しく破損し、又は老朽したもの
- 三 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 四 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 五 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(禁止地域等)

第三条 次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区(知事が指定する区域を除く。)
- 一の二 景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の規定により指定された準景観地区であつて、同法第七十五条第一項に規定する条例の規定により行為の規制を受ける地域のうち、知事が指定する区域
- 一の三 景観法第七十六条第一項に規定する条例の規定により建築物等の形態意匠の制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域
- 二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五章の規定により定められた緑地協定の目的となる土地の区域
- 三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指

定された建造物の周囲で、知事が指定する地域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

四 秋田県文化財保護条例（昭和五十年秋田県条例第四十一号）第四条第一項の規定により指定された秋田県指定有形文化財、同条例第三十四条第一項の規定により指定された秋田県指定史跡、秋田県指定名勝及び秋田県指定天然記念物並びにこれらの周囲で、知事が指定する地域

五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するために同項又は同法第二十五条の二第二項の規定により指定された保安林（同項後段において準用する同法第二十五条第二項の規定により指定された保安林を除く。）の区域

六 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定により保存樹林として指定された樹木の集団のある地域

七 高速自動車国道及び自動車専用道路（休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。）の全区間並びに道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）及び鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）の知事が指定する区間

八 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域

九 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第二十二条の規定により指定された自然環境保全地域（知事が指定する区域を除く。）

十 秋田県自然環境保全条例（昭和四十八年秋田県条例第二十三号）第十二条の規定により指定された自然環境保全地域及び同条例第二十条の規定により指定された緑地環境保全地域（知事が指定する区域を除く。）

十一 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の区域

十二 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

十三 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

十四 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他知事が指定する公共施設及びその敷地

十五 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場

十六 社寺、仏堂及び教会の境域

2 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯

二 石垣及び擁壁の類

三 街路樹及び路傍樹並びに都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定により保存樹として指定された樹木

四 信号機、道路標識、道路元標及び里程標並びに道路上の柵及び駒止め

五 電柱、街灯柱その他電柱の類で、知事が指定するもの

六 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら

七 郵便ポスト及び電話ボックスの類

八 送電塔及び送受信塔

九 煙突及び石油タンク、ガスタンクその他タンク類

十 銅像及び記念碑の類

十一 景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物

十二 景観法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

3 電柱、街灯柱その他電柱の類（前項第五号に掲げるものを除く。）には、貼紙、貼札（これに類する広告物を含む。以下同じ。）、広告旗（これを支える台を含む。以下同じ。）又は立看板（これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）を含む。以下同じ。）を表示し、又は設置してはならない。

4 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(広告物の表示の許可等)

第四条 前二条の規定により、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止される場合を除き、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による許可をする場合には、三年を超えない範囲内で、許可の期間を定めなければならない。

3 許可期間満了後引き続いて広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

4 第二項の規定は、前項の許可について準用する。

5 第一項又は第三項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

6 第一項、第三項又は前項の規定による許可には、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第五条 知事は、この条例の規定による許可の申請に係る広告物の表示又は掲出物件の設置が規則で定める基準に適合するものであるときは、許可をしなければならない。

(適用除外)

第六条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条及び第四条第一項の規定は適用しない。

一 他の法令の規定により表示し、又は設置するもの

二 国又は地方公共団体が自己の管理する土地又は物件に表示し、又は設置するもの

三 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、あらかじめ、規則で定めるところにより、表示し、若しくは設置し、又は変更し、若しくは改造しようとする旨を知事に届け出たもの

四 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために表示し、又は設置するもの

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条第一項及び第四条第一項の規定は適用しない。

一 団体等が国又は地方公共団体と一体となつて行う行事等の必要に基づき表示し、又は設置するもの

二 自己の住所、事業所、営業所又は作業場に自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物又はこれらの表示のために設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

三 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

四 工事現場の周囲に設けられる板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

五 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件

六 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件

七 人、動物、車両、船舶等に表示される広告物

八 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条第二項の規定は適用しない。

一 第三条第二項第二号、第八号、第九号又は第十一号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの

二 前号に掲げるもののほか、第三条第二項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物

三 第三条第二項第九号に掲げる物件に表示する広告物（前二号に掲げるものを除く。）で、規則で定める基準に適合するもの

四 第一号又は第二号に掲げる掲出物件

- 4 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出をした政治団体が政治活動のために表示し又は設置するはり紙、はり札、広告旗又は立看板で、規則で定める基準に適合するものについては、第四条第一項の規定は適用しない。
- 5 自己の住所、事業所、営業所又は作業場に自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物又はこれらの表示のために設置する掲出物件で、第二項第二号に掲げるもの以外のものについては、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条第一項の規定は適用しない。
- 6 道標、案内図板その他公共的目的をもつた広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件については、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条第一項の規定は適用しない。
- 7 良好な景観を形成し、又は風致を維持するため、特に知事が指定する場所又は施設に知事が指定する規格に従い、かつ、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件については、第三条第一項の規定は適用しない。
- 8 第四条第二項から第六項までの規定は、前三項の場合について準用する。
- 9 第三条第三項に規定する物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物については、同項の規定は適用しない。
- 10 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第三条第一項及び第四条第一項の規定は適用しない。

（経過措置）

第七条 第三条の規定による知事の指定があつた際、当該指定があつた地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は掲出物件については、当該指定のあつた日から三年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、同条の規定は適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において、その期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、その申請に対する処分がされるまでの間も、同様とする。

（広告物等を管理する者の設置）

第七条の二 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、はり紙、はり札、広告旗、立看板その他規則で定める広告物及び掲出物件については、この限りでない。

2 前項の場合において、大規模な広告物又は掲出物件で規則で定めるものを管理する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者
- 二 法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める者

（許可事項の表示）

第八条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物若しくは掲出物件又はそれらが設置され、若しくは表示される建築物若しくは工作物の見やすい箇所に許可番号、表示又は設置の期間並びに自己（当該広告物又は掲出物件を管理する者を置く場合は、併せてその者）の住所及び氏名（商号、商標等によることを妨げない。）を規則で定めるところにより表示しなければならない。ただし、許可の押印又は打刻印を受けているものは、この限りでない。

第九条 削除

（点検及び管理の義務）

第十条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(以下「広告物の所有者等」という。)は、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検、補修その他必要な管理を怠らないようにし、当該広告物又は掲出物件を良好な状態に保持しなければならない。

第十条の二 この条例の規定による許可に係る広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、定期に、次の各号(当該広告物又は掲出物件が規則で定める大規模な広告物又は掲出物件である場合にあっては、第三号を除く。)のいずれかに該当する者に当該広告物又は掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、貼紙、貼札、広告旗、立看板その他規則で定める広告物及び掲出物件については、この限りでない。

一 第七条の二第二項第一号又は第二号に掲げる者

二 広告物又は掲出物件の点検をするために必要な知識及び技能を有する者として規則で定めるもの

三 広告物又は掲出物件の管理者(第七条の二第一項の規定により当該広告物又は掲出物件を管理する者をいい、前二号に掲げる者を除く。)

2 広告物の所有者等は、前項の点検の結果を当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者及びこれらを管理する者に速やかに報告しなければならない。

(許可の取消し)

第十一条の二 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 第四条第五項(第六条第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第四条第六項(第六条第八項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。

三 第七条の二の規定に違反したとき。

四 第八条の規定による許可事項の表示に虚偽の記載をしたとき。

五 第十三条第一項の規定による措置命令に違反したとき。

六 虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたとき。

(除却の義務)

第十二条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき若しくは前条の規定により許可が取り消されたときは、三日以内に、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第七条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、広告物の表示又は掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

(違反に対する措置)

第十三条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置した者及びこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、掲出物件を除却しようとするときは、五日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及び期限までに除却しないときは自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(除却した広告物等の保管に係る公示事項)

第十三条の二 法第八条第二項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- 二 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及びこれらを除却した日時
- 三 保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項
(除却した広告物等の保管に係る公示の方法等)

第十三条の三 法第八条第二項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して二週間（法第八条第三項第一号に掲げる広告物にあつては、二日間）、規則で定める場所に掲示すること。
 - 二 法第八条第三項第二号に掲げる広告物又は掲出物件にあつては、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者の氏名又は名称及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を県公報に掲載すること。
- 2 知事は、保管した広告物又は掲出物件に係る一覧簿を作成し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(広告物等の価額の評価の方法)

第十三条の四 法第八条第三項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等の売却の手続)

第十三条の五 法第八条第三項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、保管した広告物又は掲出物件の売却の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(公示の日から売却ができるまでの期間)

第十三条の六 法第八条第三項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期間とする。

- 一 法第七条第四項の規定により除却された広告物 二日
- 二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月
- 三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間

(立入検査等)

第十四条 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第十五条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物の所有者等について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前

のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(広告物等を管理する者等の届出)

第十六条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置いたときは、五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(告示)

第十七条 知事は、第三条、第六条第七項又は同条第十項の規定による指定をしたとき又はこれらを変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

(景観保全型広告整備地区)

第十七条の二 知事は、良好な景観を保全するため広告物及び掲出物件の整備を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2 市町村長は、当該市町村の区域内に前項の区域があると認めるときは、知事に対し、当該区域を景観保全型広告整備地区として指定するよう要請することができる。

3 知事は、第一項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするときは、当該指定をしようとする区域に係る広告物及び掲出物件の整備に関する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

4 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 広告物及び掲出物件の整備に関する基本構想

二 広告物及び掲出物件の位置、形状、材質、面積、色彩、意匠その他表示及び設置の方法に関する事項

5 知事は、指定をしようとするときは、関係市町村長に協議しなければならない。

6 知事は、指定をするときは、当該指定をする区域及び基本方針の内容を告示してしなければならない。

7 前二項の規定は、指定の変更及び解除について準用する。

8 景観保全型広告整備地区において広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとする者は、これらの表示又は設置の方法が当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合するように努めなければならない。

9 景観保全型広告整備地区において第六条第一項第二号若しくは同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる広告物若しくは掲出物件でその規模が規則で定める基準を超えるものを表示し、若しくは設置し、又はこれらを変更し、若しくは改造しようとする者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更及び改造については、この限りでない。

10 知事は、景観保全型広告整備地区において良好な景観を保全するため必要があると認めるときは、広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置し、又はこれらを変更し、若しくは改造しようとする者に対し、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に基づき、必要な指導をすることができる。

(広告物協定地区)

第十七条の三 一定の区域内の土地、建築物その他の工作物若しくは広告物若しくは掲出物件の所有者又

はこれらを使用する権利を有する者は、当該区域の良好な景観を形成するため広告物又は掲出物件の整備に関する協定（以下この条において「広告物協定」という。）を締結したときは、知事に対し、規則で定めるところにより、当該区域を広告物協定地区として認定するよう申請することができる。

2 広告物協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 広告物協定の対象となる土地の区域

二 広告物及び掲出物件の位置、形状、材質、面積、色彩、意匠その他表示及び設置の方法に関する事項

3 知事は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該広告物協定が良好な景観の形成に資すると認めるときは、当該申請に係る区域を広告物協定地区として認定しなければならない。

4 知事は、広告物協定地区において良好な景観を形成するため必要があると認めるときは、当該広告物協定地区内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（屋外広告業の登録）

第十八条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第十八条の二 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 秋田県の区域（秋田市の区域を除く。以下同じ。）の全部又は一部を営業区域とする営業所の名称及び所在地

三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

四 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所及び役員の氏名）

五 第十八条の九第一項の業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第十八条の四第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第十八条の三 知事は、前条第一項の規定による登録申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十八条の四 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその

添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

二 屋外広告業者（第十八条第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第二十条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

三 第二十条第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 第十八条の九第一項の規定による業務主任者の選任をしていない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第十八条の五 屋外広告業者は、第十八条の二第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第十八条の二第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第十八条の六 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第十八条の七 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 秋田県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第十八条の八 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき又は第二十条第一項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

（業務主任者の設置）

第十八条の九 屋外広告業者は、第十八条の二第一項第二号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

一 第七条の二第二項第二号に掲げる者

二 第十九条第一項の講習会の課程を修了した者

三 他の都道府県又は指定都市等の行う広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者

四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上に係るもの

五 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することを行うものとする。

一 この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

二 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

三 第十八条の十一の規定による帳簿の記載に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

（標識の掲示）

第十八条の十 屋外広告業者は、第十八条の二第一項第二号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第十八条の十一 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第十八条の二第一項第二号の営業所ごとに、その営業に関する帳簿を備え、規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（講習会）

第十九条 知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

3 前二項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

（登録の取消し等）

第二十条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。

二 第十八条の四第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第十八条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により営業の全部又は一部の停止を命じようとするときは、秋田県行政手続条例（平成八年秋田県条例第四号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第十八条の四第二項の規定は、第一項の規定による処分をした場合について準用する。

（屋外広告業者監督処分簿）

第二十条の二 知事は、前条第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を屋外広告業者監督処分簿に記載しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、屋外広告業者監督処分簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（立入検査等）

第二十条の三 知事は、屋外広告業の登録に関する事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、秋田県の区域内で屋外広告業を営む者に対して、その営業に関し報告を求め、又はその職員に営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の立入検査について準用する。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第二十一条 知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(審議会の設置及び所掌事務)

第二十二条 知事の諮問に応じ、広告物に関する重要事項を調査審議するため、秋田県屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 知事は、次に掲げる場合は、審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第三条の規定による指定をし、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするとき。
- 二 第五条の規定による許可の基準を定め、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするとき。
- 三 第六条第二項第二号から第四号まで、同条第三項第一号及び第三号、同条第四項並びに同条第十項に規定する基準を定め、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。
- 四 第六条第七項の規定による指定をし、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするとき。
- 五 第十七条の二第一項の規定による指定をし、又はこれを変更し、若しくは解除しようとするとき。
- 六 第十七条の三第三項の規定による認定をしようとするとき。

(審議会の組織)

第二十三条 審議会は、委員十一人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 広告業を営む者
- 三 興行場営業を営む者
- 四 県及び関係行政機関の職員

3 前項第一号から第三号までに掲げる者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長)

第二十四条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の会議等)

第二十五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前三項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

(手数料)

第二十六条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 この条例の規定による許可を受けようとする者 別表に定める額
- 二 第十八条第一項の登録又は同条第三項の更新の登録を受けようとする者 一万円
- 三 第十九条第一項の講習を受けようとする者 四千元

2 手数料は、許可若しくは登録の申請又は受講の申込みがあつたときに、徴収する。

(手数料の免除)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項の規定による手数料を免除する。

- 一 政治資金規正法第六条第一項の規定による届出をした政治団体が、政治活動に係るはり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示し、又は設置するため許可を受けようとするとき。
- 二 町内会、PTAその他知事が認める団体が、自ら道標、案内図板その他公共的目的をもつた広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物を表示し、又はこれらを掲出する物件を設置するため許可を受けようとするとき。

(手数料の不還付)

第二十八条 既に徴収した手数料は、還付しない。

(法第二十八条の規定による景観行政団体である市町村の特例)

第二十八条の二 知事は、法第六条に規定する景観行政団体である市町村（以下この条において単に「市町村」という。）において法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務（以下この条において「条例制定等事務」という。）を処理することが適当と認められるときは、条例制定等事務を当該市町村が処理することについて、当該市町村の長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議を受けた市町村の長が、条例制定等事務を処理することについて同意したときは、当該条例制定等事務は、当該市町村が処理することとする。

3 知事は、前項の規定により市町村が条例制定等事務を処理することとするときは、当該市町村の名称及び当該市町村が処理を開始する期日を告示しなければならない。

4 第二項の規定により条例制定等事務を処理する市町村の区域については、第十七条の二及び第十七条の三の規定は、適用しない。

(経過措置)

第二十八条の三 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(規則への委任)

第二十九条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第一項又は第三項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- 二 不正の手段により第十八条第一項又は第三項の登録を受けた者
- 三 第二十条第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二条又は第三条の規定に違反した者
- 二 この条例の規定による許可を受けないで広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- 三 第十二条第一項の規定に違反した者
- 四 第十三条第一項の規定による命令に違反した者
- 五 第十八条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第十八条の九第一項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第二十条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の規定による表示をしない者
- 二 第十六条の規定による届出を怠つた者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の事務に関して、第二十九条の二から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第十八条の七第一項の規定による届出を怠つた者

二 第十八条の十の規定による標識の掲示をしない者

三 第十八条の十一の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

附 則（略）

●条例別表（第二十六条関係）

区 分			単 位	手数料の額
はり紙			五〇枚につき	三〇〇円
はり札			一枚につき	一〇〇円
立看板			一枚につき	三〇〇円
幕又は旗			一枚につき	五〇〇円
アドバルーン			一個につき	二、三〇〇円
広告塔又は広告板	発光装置又は照明装置を有するもの	表示面積一平方メートル未満のもの	一個につき	二、三〇〇円
		表示面積一平方メートル以上五平方メートル未満のもの		二、六〇〇円
		表示面積五平方メートル以上一〇平方メートル未満のもの		三、三〇〇円
		表示面積一〇平方メートル以上のもの		三、六〇〇円に一〇平方メートルを超える部分が一平方メートル増すごとに一〇〇円を加算した額
	その他のもの	表示面積一平方メートル未満のもの	一基又は一枚につき	五〇〇円
		表示面積一平方メートル以上五平方メートル未満のもの		九〇〇円
		表示面積五平方メートル以上一〇平方メートル未満のもの		一、七〇〇円
		表示面積一〇平方メートル以上のもの		一、九〇〇円に一〇平方メートルを超える部分が一平方メートル増すごとに一〇〇円を加算した額

備考

一 はり紙の枚数が五十枚に満たないとき又ははり紙の枚数に五十枚未満の端数があるときは、それぞれ五十枚とする。

二 この表において「表示面積」とは、広告塔又は広告板の表示部分の面積をいう。

■秋田県立都市公園条例及び施行規則

●秋田県立都市公園条例

昭和50年3月12日
秋田県条例第7号

(改正 昭和54年 3月10日 条例第 13号)
(改正 昭和57年 3月29日 条例第 24号)
(改正 昭和59年 3月26日 条例第 11号)
(改正 昭和61年 3月27日 条例第 15号)
(改正 昭和62年 3月13日 条例第 10号)
(改正 昭和62年 9月28日 条例第 30号)
(改正 昭和63年 3月29日 条例第 21号)
(改正 平成元年 3月31日 条例第 6号)
(改正 平成元年12月26日 条例第 55号)
(改正 平成 3年 3月12日 条例第 13号)
(改正 平成 4年 3月31日 条例第 39号)
(改正 平成 5年 3月30日 条例第 19号)
(改正 平成 6年 3月31日 条例第 19号)
(改正 平成 8年 3月29日 条例第 33号)
(改正 平成 8年 6月28日 条例第 62号)
(改正 平成 9年 3月28日 条例第 31号)
(改正 平成10年 3月27日 条例第 20号)
(改正 平成11年 3月19日 条例第 34号)
(改正 平成12年 3月17日 条例第 2号)
(改正 平成12年 7月21日 条例第133号)

(改正 平成13年 3月16日 条例第 33号)
(改正 平成15年 3月11日 条例第 3号)
(改正 平成15年 3月11日 条例第 31号)
(改正 平成16年10月 4日 条例第 66号)
(改正 平成16年12月24日 条例第 72号)
(改正 平成17年 3月18日 条例第 35号)
(改正 平成17年 7月 8日 条例第 79号)
(改正 平成19年 3月13日 条例第 59号)
(改正 平成23年 3月14日 条例第 24号)
(改正 平成26年 3月28日 条例第 70号)
(改正 平成27年 3月20日 条例第 26号)
(改正 平成27年 7月17日 条例第 49号)
(改正 平成29年 3月17日 条例第 19号)
(改正 平成29年12月26日 条例第 59号)
(改正 平成31年 3月15日 条例第 28号)
(改正 令和 2年 3月27日 条例第 27号)
(改正 令和 4年 3月25日 条例第 16号)
(改正 令和 5年 3月17日 条例第 16号)
(改正 令和 7年 6月27日 条例第 59号)
(改正 令和 8年 3月27日 条例第 29号)

秋田県立都市公園条例をここに公布する。

秋田県立都市公園条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 都市公園の管理（第三条—第十二条）

第三章 雑則（第十三条—第二十六条）

第四章 罰則（第二十七条—第二十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、都市公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 削除

第二章 都市公園の管理

（行為の禁止）

第三条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は次条第一項若しくは第三項の許可に係るものについては、この限りでない。

一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

- 三 土地の形質を変更すること。
- 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 広告物を表示すること。
- 六 立入禁止区域に立ち入ること。
- 七 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- 八 都市公園をその用途以外に使用すること。

(行為の制限)

第四条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - 二 業として写真又は映画を撮影すること。
 - 三 興行を行うこと。
 - 四 競技会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。
- 4 前二項の申請書には、規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。
- 5 知事は、第一項又は第三項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第四条の二 法第六条第一項若しくは第三項又は第五条の二の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第一項又は第三項の許可を受けることを要しない。

(使用の禁止又は制限)

第五条 知事は、都市公園の損壊その他の理由によりその使用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその使用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

(使用の許可)

第五条の二 都市公園の公園施設のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、秋田県立中央公園の運動広場、県営トレーニングセンターのアリーナ及び自転車モトクロス場を貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

- 一 秋田県立小泉湧公園のテニスコート
- 二 秋田県立中央公園の県営野球場、県営陸上競技場、県営補助陸上競技場、県営球技場、県営庭球場、投てき場、アーチェリー場、野球広場、運動広場、県営トレーニングセンターのアリーナ、県営屋根付きグラウンド、キャンプ場及び自転車モトクロス場
- 三 秋田県立北欧の杜公園^{もり}のパークセンターの研修室、オートキャンプ場及びテニスコート

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第六条 法第五条第一項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - (一) 公園施設の種類
 - (二) 設置の目的
 - (三) 設置する期間
 - (四) 設置する場所
 - (五) 公園施設の管理の方法
 - (六) その他規則で定める事項
- 二 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- (一) 公園施設の種類
- (二) 管理の目的
- (三) 管理の期間
- (四) 管理の方法
- (五) その他規則で定める事項

三 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

- (一) 変更する事項
- (二) 変更する理由
- (三) その他規則で定める事項

2 法第六条第二項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 占用物件の管理の方法
- 二 工事实施の方法
- 三 工事の着手及び完了の時期
- 四 都市公園の復旧の方法
- 五 その他規則で定める事項
(申請書の添付書類及び図面)

第七条 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の規定により、公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書、図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
(監督処分)

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- 二 この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の使用に著しい支障が生じた場合
- 三 その他公益上やむを得ない必要が生じた場合

(除却した工作物等の保管に係る公示事項)

第九条 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- 三 保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
(除却した工作物等の保管に係る公示の方法等)

第十条 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して二週間、規則で定める場所に掲示すること。
- 二 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名又は名称及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を県公報に掲載すること。

2 知事は、保管した工作物等に係る一覧簿を作成し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第十一条 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。

この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等の売却の手続)

第十二条 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項に定めるもののほか、保管した工作物等の売却の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 雑則

(届出)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

二 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

三 第一号に掲げる者が法第十条第一項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

四 法第二十七条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。

五 都市公園を構成する土地又は物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

六 第八条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料の徴収)

第十四条 次に掲げる者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

一 法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第四条第一項若しくは第三項の許可を受けてこれらの規定に規定する行為（次条第一項第一号及び第十七条において「公園施設設置管理等行為」という。）をする者

二 第五条の二の許可を受けて同条各号に掲げる公園施設（以下「有料許可公園施設」という。）を使用する者

三 秋田県立中央公園の県営トレーニングセンター（アリーナを貸切使用する場合を除く。）若しくはフィールド・アスレチック、秋田県立北欧の杜公園パークゴルフ場若しくは休憩所のシャワー又は都市公園の器具（以下「有料許可不要公園施設等」という。）を使用する者

第十五条 次の各号に掲げる使用料は、当該各号に定めるときに徴収する。

一 法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第四条第一項若しくは第三項の許可に係る使用料 当該許可をしたとき（当該許可に係る公園施設設置管理等行為の期間が翌年度以降にわたる場合における当該翌年度以降の各年度の使用料にあつては、当該各年度の四月三十日まで）

二 有料許可公園施設又は有料許可不要公園施設等の使用料使用の都度（回数券による使用料にあつては、これを発行するとき）

2 前項の規定にかかわらず、知事は、有料許可公園施設又は有料許可不要公園施設等を使用する者のうち特別の理由があると認めるものについては、使用料を後納させることができる。

(使用料の減免)

第十六条 知事は、法第九条に規定する事業のため都市公園を使用するときその他特に必要があると認

めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第十七条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により公園施設設置管理等行為又は有料許可公園施設若しくは有料許可不要公園施設等の使用をすることができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第十八条 第五条の二、第六条、第七条、第十三条第一号から第五号まで及び第十四条（第四条第一項及び第三項に係る部分を除く。）から前条までの規定は、法第三十三条第四項に規定する公園予定区域及び同項に規定する予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第十九条 都市公園の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる

(指定管理者の業務)

第二十条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第四条第一項又は第三項の許可並びに当該許可の取消し、効力の停止及び条件の変更並びに行為の中止、原状回復及び退去の命令に関する業務
- 二 第五条の二の許可並びに当該許可の取消し、効力の停止及び条件の変更並びに行為の中止、原状回復及び退去の命令に関する業務
- 三 公園施設（法第五条第一項の許可を受けた者が設置し、又は管理するものを除く。）及び設備の維持管理に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により都市公園の指定管理者に行わせる場合における当該都市公園の管理についての第四条、第五条、第五条の二、第八条及び第十三条の規定の適用については、第四条（第四項を除く）、第五条及び第五条の二中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第八条中「知事」とあるのは「知事又は指定管理者」と、第十三条中「知事」とあるのは「知事（第六号に該当する場合においては、同号の措置を命じた知事又は指定管理者）」とする。

(管理の基準)

第二十一条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第五条及び第八条に定めるもののほか、公開日時に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて都市公園の管理を行わなければならない。

(利用料金の収受)

第二十二条 第十九条の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は、第二十条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第一項各号に掲げる行為の許可を受けた者及び第二十条第二項の規定により読み替えて適用される第五条の二の規定により公園施設に係る使用の許可を受けた者から利用料金を自己の収入として収受するものとする。この場合において、第十四条から第十七条まで及び第二十八条の規定は、当該許可を受けた者については、適用しない。

(利用料金の承認)

第二十三条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

- 一 別表第三号及び別表第四号の規定を基準として定められていること。
- 二 第二十条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。
- 三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

- 3 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。
- 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を当該都市公園において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(利用料金の減免)

第二十四条 指定管理者は、特別の理由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第二十五条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により公園施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(規則への委任)

第二十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 罰則

(罰則)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者に、五万円以下の過料を科する。

- 一 第三条の規定に違反した者
- 二 第四条第一項又は第三項(これらの規定を第二十条第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定による許可を受けないで第四条第一項各号に掲げる行為をした者
- 三 第八条第一項又は第二項(これらの規定を第二十条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による知事又は指定管理者の命令に違反した者

第二十八条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

(両罰規定)

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

附 則 (略)

● 条例別表（第十四条、第二十三条関係）

一 法第五条第一項の規定により公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料

区分	使用料の額（使用面積一平方メートルにつき一年）
公園施設の設置の許可を受けて使用する土地	一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の四を乗じて得た額
公園施設の管理の許可を受けて使用する公園施設	一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の八・八を乗じて得た額

備考

- 一 使用面積が一平方メートル未満であるとき又は使用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は当該端数を一平方メートルとする。
- 二 使用期間が一年未満であるとき又は使用期間に一年未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を月割をもつて計算する。この場合において、なお一月未満の端数があるときは、当該端数を日割をもつて計算する。
- 三 備考二の規定にかかわらず、使用期間が一月未満であるとき又は使用期間に一月未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を日割をもつて計算する。
- 四 土地の使用期間が一月未満であるときの当該土地の使用料の額は、備考三の規定により計算した額に一・一を乗じて得た額とする。
- 五 使用料の額に一円未満の端数があるときは、当該端数全額を切り捨てる。

二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占用する場合の使用料

区分		単位	使用料の額	
			秋田県立小泉潟公園及び秋田県立中央公園	秋田県立北欧の杜公園 ^{もり}
電柱その他これに類するもの	第一種電柱	一本につき一年	六七〇円	五三〇円
	第二種電柱		一, 〇〇〇円	八一〇円
	第三種電柱		一, 四〇〇円	一, 〇〇〇円
	第一種電話柱		六〇〇円	四七〇円
	第二種電話柱		九六〇円	七五〇円
	第三種電話柱		一, 三〇〇円	一, 〇〇〇円
	その他の柱類		六〇円	四七円
	地上に設ける変圧器	一個につき一年	五九〇円	四六〇円
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	三六〇円	二八〇円
共架電線、地下電線その他線類	上空に設けるもの	長さ一メートルにつき一年	六円	五円
	地下に設けるもの		四円	三円

変圧塔その他これに類するもの		一個につき一年	一，二〇〇円	九四〇円
水道管、 下水道管、 ガス管そ の他これ らに類す るもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートル につき一年	二五円	二〇円
	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		三六円	二八円
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		五四円	四二円
	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		七二円	五六円
	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの		一一〇円	八五円
	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの		一四〇円	一一〇円
	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの		二五〇円	二〇〇円
	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの		三六〇円	二八〇円
	外径が一メートル以上のもの		七二〇円	五六〇円
郵便差出箱及び信書便差出箱		一個につき一年	五〇〇円	三九〇円
公衆電話所			一，二〇〇円	九四〇円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物		占用面積一平方メートルにつき一日	一九円	六円
自転車駐車場		占用面積一平方メートルにつき一年	一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の四を乗じて得た額	
地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔		表示面積一平方メートルにつき一年	一，九〇〇円	五八〇円
標識		一本につき一年	九六〇円	七五〇円
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料の置場		占用面積一平方メートルにつき一月	一九〇円	五八円
都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第三項第		占用面積一平方メートルにつき	一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の四を乗じて得た額	

一号から第五号までに掲げる社会福祉施設	一年	
---------------------	----	--

備考

- 一 占用期間を単位とする占用については、次の(一)から(四)までに定めるところによる。
 - (一) 年を単位とする占用については、占用期間が一年未満であるとき又は占用期間に一年未満の端数があるときは、当該占用期間又は当該端数を月割をもつて計算する。この場合において、なお一月未満の端数があるときは、当該端数を日割をもつて計算する。
 - (二) (一)の規定にかかわらず、年を単位とする占用であつて占用期間が一月未満であるとき又は占用期間に一月未満の端数があるときは、当該占用期間又は当該端数を日割をもつて計算する。
 - (三) 月を単位とする占用については、占用期間が一月未満であるとき又は占用期間に一月未満の端数があるときは、当該占用期間又は当該端数を日割をもつて計算する。
 - (四) 日を単位とする占用については、占用期間が一日未満であるとき又は占用期間に一日未満の端数があるときは、当該占用期間又は当該端数を一日とする。
- 二 占用面積又は表示面積を単位とする占用については、占用面積若しくは表示面積が一平方メートル未満であるとき又は占用面積若しくは表示面積に一平方メートル未満の端数があるときは、当該占用面積若しくは表示面積又は当該端数を一平方メートルとする。
- 三 占用物件の長さを単位とする占用については、占用物件の長さが一メートル未満であるとき又は占用物件の長さに一メートル未満の端数があるときは、当該占用物件の長さ又は当該端数を一メートルとする。
- 四 都市公園の占用（施設及び一月に満たない土地の占用に限る。）に係る使用料の額は、この表に定める額に一・一を乗じて得た額とする。
- 五 使用料の額に一元未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- 六 この表において「第一種電柱」とは電柱（当該電柱に搬置される変圧器を含む。以下備考において同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考六において同じ。）を支持するものを、「第二種電柱」とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 七 この表において「第一種電話柱」とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下備考七及び備考八において同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考七において同じ。）を支持するものを、「第二種電話柱」とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、「第三種電話柱」とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 八 この表において「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 九 表示面積とは、看板又は広告塔の表示部分の面積をいう。

三 第四条第一項各号に掲げる行為をする場合の使用料

区分		単位	使用料の額
行商、募金その他これらに類する行為		一人につき一日	九八〇円
業として行う写真又は映画の撮影	写真	写真機一台につき一月	二三、二九〇円
	映画	一日につき	一五、五九〇円
興行	秋田県立北欧の杜公園イベント広場	一日につき	三三、二八〇円
	秋田県立北欧の杜公園イベント広場以外	使用面積一平方メートルにつき一日	一一〇円
競技会、集会その他これらに類する催しの開催	秋田県立北欧の杜公園イベント広場	一日につき	三三、二八〇円
	秋田県立北欧の杜公園イベント広場以外	使用面積一平方メートルにつき一日	一一〇円

備考

- 一 使用期間を単位とする使用については、次の(一)及び(二)に定めるところによる。
 - (一) 月を単位とする使用については、使用期間が一月未満であるとき又は使用期間に一月未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を日割をもつて計算する。
 - (二) 日を単位とする使用については、使用期間が一日未満であるとき又は使用期間に一日未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を一日とする。
- 二 使用面積を単位とする使用については、使用面積が一平方メートル未満であるとき又は使用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は当該端数を一平方メートルとする。
- 三 使用料の額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

四 都市公園の公園施設等を使用する場合の使用料

(一) 秋田県立小泉潟公園

(1) 施設使用料

区分		使用料の額（一面一時間につき）
テニスコート	平日	二五〇円
	土曜日・日曜日・休日	五〇〇円

備考

- 一 使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を一時間とする。
- 二 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日をいう。

(2) 器具使用料

区分	使用料の額	
テニスラケット	一本一回につき	二九〇円
その他の器具	一品目一単位一回につき	一三〇円

(二) 秋田県立中央公園

(1) 施設使用料

(イ) 県営トレーニングセンター及び県営屋根付きグラウンド以外の公園施設

区分					使用料の額			
					公開時間の開始時刻から正午まで	正午から公開時間の終了時刻まで	一日	
県 営 野 球 場	貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき	平日	一般	一時間につき 四六〇円		三、五九〇円	
			土曜日・日曜日・休日	学生・生徒・児童	一時間につき 三五〇円		二、七〇〇円	
				一般	一時間につき 六八〇円		五、三八〇円	
			学生・生徒・児童	一時間につき 五一〇円		四、〇四〇円		
		その他の催物に使用するとき	平日	七、八五〇円	一一、九九〇円	一九、八四〇円		
			土曜日・日曜日・休日	二一、〇七〇円	三一、六〇〇円	五二、六六〇円		
県 営 陸 上 競 技 場	貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき		一般	一〇、八七〇円	一六、二五〇円	二七、一二〇円	
				学生・生徒・児童	五、一〇〇円	七、五一〇円	一二、六一〇円	
		その他の催物に使用するとき	平日	一六、三六〇円	二四、四二〇円	四〇、七八〇円		
			土曜日・日曜日・休日	四三、二六〇円	六四、七六〇円	一〇八、〇一〇円		
	貸切使用以外の使用	一般	一人につき 一三〇円		一人につき 二五〇円			
		学生・生徒・児童	一人につき 一三〇円		一人につき 二五〇円			
	県 営 補 助 陸 上 競 技 場	貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき		一般	三、九九〇円	五、四四〇円	九、四二〇円
					学生・生徒・児童	一、九一〇円	二、五八〇円	四、四八〇円
その他の催物に使用するとき			平日	五、九四〇円	八、一九〇円	一四、一二〇円		
			土曜日・日曜日・休日	一四、八〇〇円	二三、〇八〇円	三七、八八〇円		

	貸切使用以外の使用		一般	一人につき 一三〇円		一人につき 二五〇円
			学生・生徒・児童	一人につき 一三〇円		一人につき 二五〇円
県 営 球 技 場	貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき	一般	一面につき 八、一二〇円	一面につき 一三、三九〇円	一面につき 二一、五二〇円
			学生・生徒・児童	一面につき 三、七六〇円	一面につき 六、二二〇円	一面につき 九、九八〇円
		その他の催物に使用するとき	平日	一面につき 一二、二一〇円	一面につき 二〇、〇六〇円	一面につき 三二、二七〇円
			土曜日・日曜日・休日	一面につき 三五、〇七〇円	一面につき 五一、二一〇円	一面につき 八六、二八〇円
県営庭球場		人工芝コート	平日	一面一時間につき 二五〇円		
			土曜日・日曜日・休日	一面一時間につき 五〇〇円		
		ハードコート	平日	一面一時間につき 一三〇円		
			土曜日・日曜日・休日	一面一時間につき 二五〇円		
投てき場	貸切使用			一時間につき 六九〇円		
アーチェリー場	貸切使用	一般	二、一四〇円	三、一九〇円	五、三三〇円	
		学生・生徒・児童	一、〇二〇円	一、五八〇円	二、五八〇円	
	貸切使用以外の使用	一般	一人につき 二九〇円		一人につき 五七〇円	
		学生・生徒・児童	一人につき 一三〇円		一人につき 二五〇円	
野球広場	貸切使用	一般	一時間につき 四六〇円			
		学生・生徒・児童	一時間につき 三五〇円			
運動広場	貸切使用			一面一時間につき 一、三五〇円		
フィールド・アスレチック	普通料金	一般	一人につき 四八〇円			
		学生・生徒・児童	一人につき 二五〇円			
	団体料金（二〇人以上の団体）	一般	一人につき 三九〇円			
		学生・生徒・児童	一人につき 一九〇円			
キャンプ場			一般	一人一泊につき 二四〇円		
			学生・生徒・	一人一泊につき 一一〇円		

		児童	
自転車モトクロス場	貸切使用	一般	一時間につき 二、三六〇円
		学生・生徒・児童	一時間につき 一、一三〇円

備考

- 一 この表において「一日」とは、公開時間の開始時刻から終了時刻までをいう。
- 二 使用時間を単位とする使用については、使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を一時間とする。
- 三 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- 四 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第三条に規定する休日をいう。

(ロ) 県営トレーニングセンター

区分					使用料の額		
					午前九時前	午前九時から 午後五時まで	午後五時後
県営トレーニングセンター	アリーナ	貸切使用	アマチユスポーツに使用する	一般	一面一時間につき 七九〇円		
				学生・生徒・児童	一面一時間につき 五二〇円		
			その他の催物に使用する	平日	一面一時間につき 二、九〇〇円	一面一時間につき 二、〇二〇円	一面一時間につき 二、九七〇円
				土曜日・日曜日・休日	一面一時間につき 八、〇一〇円	一面一時間につき 五、三三〇円	一面一時間につき 八、〇一〇円
		貸切使用以外の使用	一般		一人につき 二五〇円		
			学生・生徒・児童		一人につき 一三〇円		
			回数券 (六回券)	一般		一、二四〇円	
				学生・生徒・児童		六二〇円	
	トレーニングルーム	一般		一人につき 二五〇円			
		学生・生徒・児童		一人につき 一三〇円			
		回数券 (六回券)	一般		一、二四〇円		
			学生・生徒・児童		六二〇円		

備考

- 一 使用時間を単位とする使用については、使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を一時間とする。
- 二 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- 三 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第三条に規定する休日をいう。

（ハ） 県営屋根付きグラウンド

区分					単 位	使用料の額
県営屋根付きグラウンド	四月一日から十月三十一日までの間に使用する場合	貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき	一般	一面一時間につき	一、三五〇円
				学生・生徒・児童		六一〇円
			その他の催物に使用するとき	平日		二五、七八〇円
				土曜日・日曜日・休日		三二、三九〇円
		貸切使用以外の使用		一般	一人につき	二五〇円
				学生・生徒・児童		一三〇円
	十一月一日から翌年の三月三十一日までの間に使用する場合	貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき	一般	一面一時間につき	一、五八〇円
				学生・生徒・児童		七二〇円
			その他の催物に使用するとき	平日		二五、七八〇円
				土曜日・日曜日・休日		三二、三九〇円
		貸切使用以外の使用		一般	一人につき	二五〇円
				学生・生徒・児童		一三〇円

備考

- 一 使用時間を単位とする使用については、使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を一時間とする。
- 二 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- 三 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第三条に規定する休日

いう。

四 使用者が貸切使用をする場合で、アマチュアスポーツに使用するため四面を使用するときの使用料の額は、三面を使用する場合の使用料の額とする。

(2) 附属施設・設備使用料

区分		使用料の額	
県営野球場	放送室	一時間につき	四一〇円
	ロッカー	一回につき	一〇〇円
	スコアボード	一日につき	三、一九〇円
		一試合につき	一、〇六〇円
県営陸上競技場	屋内練習場	一時間につき	四一〇円
	会議室	一時間につき	四一〇円
	放送室	一時間につき	四一〇円
	ロッカー	一回につき	一〇〇円
	シャワー	一回につき	一〇〇円
県営球技場	放送室	一時間につき	四一〇円
	ロッカー	一回につき	一〇〇円
	シャワー	一回につき	一〇〇円
	スコアボード	一日につき	一、三五〇円
		半日につき	六八〇円
県営庭球場	放送室	一時間につき	四一〇円
	ロッカー	一回につき	一〇〇円
	シャワー	一回につき	一〇〇円
県営トレーニングセンター	会議室	一時間につき	四一〇円
	放送室	一時間につき	四一〇円
	ロッカー	一回につき	一〇〇円
	シャワー	一回につき	一〇〇円
	椅子	一脚一回につき	三〇円
県営屋根付きグラウンド	会議室	一時間につき	五二〇円
	放送室	一時間につき	五二〇円
	ロッカー	一回につき	一〇〇円
	シャワー	一回につき	一〇〇円

	椅子	一脚一回につき	三〇円
フィールド・アスレチック	ロッカー	一回につき	一〇〇円
	シャワー	一回につき	一〇〇円
キャンプ場	ロッカー	一回につき	一〇〇円
	シャワー	一回につき	一〇〇円
	洗濯機	一回につき	二〇〇円

備考

- 一 使用時間を単位とする使用については、使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を一時間とする。
- 二 この表において「一日」とは、公開時間の開始時刻から終了時刻までをいい、「半日」とは、公開時間の開始時刻から正午まで又は正午から公開時間の終了時刻までをいう。

(3) 器具使用料

区分	使用料の額	
移動式黒板	一台一時間につき	一三〇円
バドミントンラケット	一本一回につき	二九〇円
テニスラケット	一本一回につき	二九〇円
卓球台	一台一時間につき	一三〇円
ジェットヒーター	一台一時間につき	五二〇円
その他の器具	一品目一単位一回につき	一三〇円

備考

- 一 使用時間を単位とする使用については、使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を一時間とする。
- 二 一回の使用に係るその他の器具の使用料の合計額が一〇、〇〇〇円を超えるときは、当該使用に係る使用料の額は、一〇、〇〇〇円とする。

(4) 照明・暖房使用料

区分		単位	使用料の額	
			アマチュアスポーツに使用する とき	その他の催物に使用 するとき
県営庭球場	照明	一面一時間に	七三〇円	

					つき		
県営トレーニングセンター	アリーナ	貸切使用	照明	全館使用	一時間につき	二、四七〇円	三、二六〇円
				四分の三使用		一、八五〇円	二、五四〇円
				二分の一使用		一、二四〇円	一、六三〇円
				四分の一使用		六二〇円	八二〇円
			暖房	全館使用		二、九五〇円	三、八八〇円
				四分の三使用		二、二二〇円	二、九一〇円
				二分の一使用		一、四八〇円	一、九四〇円
				四分の一使用		七四〇円	九七〇円
県営屋根付きグラウンド		貸切使用	照明	全館使用	一時間につき	四、六二〇円	六、一六〇円
				四分の三使用		三、四七〇円	四、六二〇円
				二分の一使用		二、三一〇円	三、〇八〇円
				四分の一使用		一、一六〇円	一、五四〇円

備考 使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を一時間とする。

(三) 秋田県立北^{もり}欧の杜公園

(1) 施設使用料

区分				使用料の額	
パークセンター	第一研修室	全区画		一時間につき	八〇〇円
		二分の一区画		一時間につき	四〇〇円
	第二研修室		一時間につき	一、〇六〇円	
オートキャンプ場	テントサイト	電源を使用する場合	宿 泊	一区画一泊につき	五、一六〇円
			日帰り	一区画一回につき	一、六九〇円
		電源を使用しない場合	宿 泊	一区画一泊につき	四、六〇〇円
			日帰り	一区画一回につき	一、三五〇円
	キャンピングカーサ		宿 泊	一区画一泊につき	七、五一〇円

	イト		日帰り	一区画一回につき	二、三六〇円
	トレーラーハウス		宿 泊	一台一泊につき	一五、〇二〇円
			日帰り	一台一回につき	六、九六〇円
テニスコート				一面一時間につき	二五〇円
パークゴルフ場	一般	平日	一人三時間につき	三五〇円	
		土曜日・日曜日 ・休日	一人三時間につき	四六〇円	
	学生・生徒・児童		一人三時間につき	二二〇円	
	回数券（六回券）	一般		一、六九〇円	
		学生・生徒・児童		一、一三〇円	

備考

- 一 使用時間を単位とする使用については、使用時間がその使用について定められた使用時間の単位となる時間（以下備考一及び㊦の表の備考一において「単位使用時間」という。）に満たないとき又は使用時間に単位使用時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を単位使用時間とする。
- 二 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- 三 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第三条に規定する休日をいう。

(2) 附属施設・設備使用料

区分		使用料の額	
オートキャンプ場	シャワー	一回につき	一〇〇円
	洗濯機	一回につき	二〇〇円
	乾燥機	一回につき	二〇〇円
休憩所	シャワー	一回につき	一〇〇円

(3) 器具使用料

区分		使用料の額	
自転車	一般	一台二時間につき	一一〇円
	学生・生徒・児童	一台二時間につき	六〇円
拡声装置		一式一時間につき	四一〇円

テニスラケット	一本一回につき	二九〇円
その他の器具	一品目一単位一回につき	一三〇円

備考

- 一 使用時間を単位とする使用については、使用時間が単位使用時間に満たないとき又は使用時間に単位使用時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を単位使用時間とする。
- 二 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。

●秋田県立都市公園条例施行規則

〔 昭和50年4月28日
秋田県規則第18号 〕

(改正 昭和54年 4月12日 規則第 9号)
 (" 昭和54年 3月31日 規則第 21号)
 (" 昭和57年 4月30日 規則第 23号)
 (" 昭和59年 4月14日 規則第 24号)
 (" 昭和61年 3月31日 規則第 16号)
 (" 昭和62年 3月20日 規則第 12号)
 (" 昭和62年12月 4日 規則第 51号)
 (" 平成元年12月26日 規則第 5号)
 (" 平成 6年 7月 5日 規則第 39号)
 (" 平成 8年 3月29日 規則第125号)
 (" 平成 8年 6月28日 規則第144号)
 (" 平成 9年 7月18日 規則第 84号)
 (" 平成10年 2月10日 規則第 3号)
 (" 平成10年 7月 3日 規則第 51号)
 (" 平成11年 4月 1日 規則第 53号)
 (" 平成12年 3月31日 規則第 60号)
 (" 平成12年 7月21日 規則第102号)
 (" 平成15年 3月31日 規則第 32号)
 (" 平成16年12月17日 規則第 64号)
 (" 平成17年 3月18日 規則第 18号)
 (" 平成18年 3月28日 規則第 41号)
 (" 平成19年 3月30日 規則第 20号)
 (" 平成27年12月25日 規則第 67号)
 (" 令和 7年 6月27日 規則第 45号)

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田県立都市公園条例(昭和50年秋田県条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書の記載事項)

第2条 条例第4条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 都市公園名
- 二 使用料の算定の基礎

2 条例第4条第3項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 都市公園名
- 二 変更理由
- 三 既に受けた許可の年月日及び番号
- 四 既に受けた許可事項の概要

3 条例第6条第1項第1号(6)の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 都市公園名
- 二 使用する土地の面積
- 三 公園施設の構造

四 工事の実施方法

五 工事期間

六 都市公園の復旧方法

4 条例第6条第1項第2号(5)の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 都市公園名

二 公園施設の所在

三 管理する公園施設の面積

5 条例第6条第1項第3号(3)の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 都市公園名

二 既に受けた許可の年月日及び番号

三 既に受けた許可事項の概要

6 条例第6条第2項第5号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 都市公園名

二 占用目的

三 占用物件の種類及び数量

四 占用の場所

五 占用の期間

六 占用物件の構造

(条例第4条第2項の申請書等の様式)

第3条 次に掲げる申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。

一 条例第4条第2項の申請書

二 条例第4条第3項の申請書

三 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項の申請書

四 法第6条第2項の申請書

五 法第6条第3項の申請書

(条例第4条第2項の申請書の添付書類及び添付図面等)

第4条 条例第4条第4項の規則で定める書類及び図面並びに条例第7条の規則で定める書類は、別表第一のとおりとする。

(法第5条第1項の許可等の更新)

第5条 法第5条第1項又は法第6条第1項の規定により許可を受けた者が当該許可の有効期間の満了後引き続きこれらの規定に規定する行為をしようとするときは、当該許可の有効期間の満了の日前30日までに別に定める様式による申請書を提出して、法第5条第1項又は法第6条第1項の許可を受けなければならない。

(公開日)

第6条 公園施設の公開日は、別表第二の第一欄に掲げる都市公園の同表の第二欄に掲げる公園施設の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に定める日とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める公開日を変更することができる。

(公開時間)

第7条 公園施設の公開時間は、別表第二の第一欄に掲げる都市公園の同表の第二欄に掲げる公園施設の区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に定める時間とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める公開時間を変更することができる。

(休業日等)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、臨時に都市公園の休業日を設けることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、休業日であっても都市公園を使用させることができる。

(使用の許可の申請等)

第9条 条例第5条の2の規定により許可を受けようとする者は、別に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する場合において、当該許可を受けようとする者が条例第4条第1項第3号又は第4号に掲げる行為をしようとするときは、前項の申請書に、同条第1項の許可を受けようとする者が同条第4項の規定により添付することとされている別表第一に定める書類及び図面を添付しなければならない。

3 知事は、第1項に規定する場合において、当該申請に係る使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第5条の2の許可をしないものとする。

一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 都市公園の管理上支障があると認められるとき。

(入園の拒否等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、都市公園(条例第5条の2の許可を要する公園施設を除く。)への入園を拒否し、又は当該都市公園からの退去を命ずることができる。

一 他の使用者に著しく迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

二 都市公園の管理上支障がある行為をし、又はするおそれがあると認められる者

(保管した工作物等の公示場所)

第11条 条例第10条第1項第1号の規則で定める場所は、保管した工作物その他の物件又は施設(次条及び第13条において「工作物等」という。)の放置されていた場所を所管する地域振興局とする。

(保管した工作物等の売却の手続)

第12条 条例第12条第2項に規定する保管した工作物等の売却の手続は、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第7章の規定の例による。

(工作物等を返還する場合の手続)

第13条 知事は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第14条 条例第13条の規定による届出は、別に定める様式による届出書により行うものとする。

(使用料の減免の申請)

第15条 条例第16条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、別に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第16条 法、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、都市公園の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の公開日等)

第17条 条例第19条の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の公園施設の公開日及び公開時間は、第6条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、第6条第1項に定める公開日及び第7条第1項に定める公開時間を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における都市公園の管理についての第6条第2項、第7条第2項及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第6条第2項及び第7条第2項中「前項に定める」とあるのは「第17条第1項の規定による」とす

る。

- 3 指定管理者は、第1項の規定により公開日及び公開時間を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第6条第2項、第7条第2項若しくは第8条第1項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その公開日、公開時間及び休業日を都市公園の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の行為の許可の申請等)

第18条 指定管理者に管理を行わせる場合における当該都市公園の管理についての第二条第一項及び第二項、第三条(第三号から第五号までを除く。)並びに第四条並びに別表第一条例第四条第一項の規定による行為の許可及び同条第三項の規定による変更の許可の項及び同表の備考の規定の適用については、第二条第一項、第三条の見出し、同条第一号及び第四条の見出し中「第四条第二項」とあるのは「第二十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条第二項」と、第二条第二項及び第三条第二号中「第四条第三項」とあるのは「第二十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条第三項」と、第三条中「別に定める様式によるものとする」とあるのは「指定管理者が定める様式によらなければならない」と、第四条中「第四条第四項の規則で定める書類及び図面並びに条例第七条の規則で定める書類は、別表第一」とあるのは「第二十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条第四項の規則で定める書類及び図面は、第十八条第一項の規定により読み替えて適用される別表第一条例第二十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条第一項の規定による行為の許可及び同条第三項の規定による変更の許可の項及び同表の備考」と、別表第一条例第四条第一項の規定による行為の許可及び同条第三項の規定による変更の許可の項中「第四条第一項」とあるのは「第二十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条第一項」と、同表の備考中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

- 2 指定管理者は、条例第二十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条第一項又は同条第三項の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第19条 指定管理者に管理を行わせる場合における都市公園の管理についての第9条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「第5条の2」とあるのは「第20条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条の2」と、同条第1項中「別に定める様式による申請書を知事に提出しなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項中「第四条第一項第三号」とあるのは「第二十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条第一項第三号」と、「別表第一」とあるのは「第十八条第一項の規定により読み替えて適用される別表第一条例第二十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条第一項の規定による行為の許可及び同条第三項の規定による変更の許可の項」と、同条第3項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

- 2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定により条例第20条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条の2の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(利用料金の申請の申請等)

第20条 指定管理者は、条例第二十三条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、行為又は使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 条例第二十三条第四項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の入園の拒否等)

第21条 指定管理者に管理を行わせる場合における都市公園の管理についての第10条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは「知事又は指定管理者」と、「第5条の2」とあるのは

「第20条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条の2」とする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の書類の経由)

第22条 指定管理者に管理を行わせる場合における都市公園の管理についての第16条の規定の適用については、同条中「都市公園」とあるのは、「前条の申請書にあつては指定管理者を、その他の書類にあつては都市公園」とする。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の都市公園の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

附 則 (略)

別表・様式 (略)

■秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例及び施行規則

●秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例

平成24年10月12日
秋田県条例第80号

(改正 平成29年12月26日 条例第 60号)

(趣旨)

第一条 この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）第三条第一項及び第四条第一項（法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十三条第一項の規定に基づき、県が都市公園を設置する場合の基準等を定めるものとする。

(都市公園の設置に関する基準)

第二条 法第三条第一項の条例で定める基準は、次条及び第四条に定めるところによる。

(県民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第三条 県の区域内の都市公園の県民一人当たりの敷地面積の標準は十平方メートル（当該区域内に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五十五条第一項若しくは第二項の規定による市民緑地契約又は同法第六十三条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するときは、十平方メートルから当該市民緑地の県民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とし、当該区域内の市街地の都市公園の当該市街地の県民一人当たりの敷地面積の標準は五平方メートル（当該市街地に市民緑地が存するときは、五平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の県民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とする。

(広域の利用に係る都市公園の配置及び規模の基準)

第四条 一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合においては、県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難その他災害の防止に資するように考慮するほか、県民が容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第五条 法第四条第一項本文の条例で定める割合は、百分の二とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第六条 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「令」という。）第六条第一項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第六条第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第六条第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文、前二項又は第五項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第六条第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の二を限度として同項本文、前三項又は次項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 5 令第六条第六項に掲げる場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、令第六条第六項に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(運動施設の敷地面積の基準)

第七条 令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

(特定公園施設の設置に関する基準)

第八条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、次に掲げる特定公園施設ごとに規則で定める。

- 一 園路及び広場
- 二 屋根付広場
- 三 休憩所及び管理事務所
- 四 野外劇場及び野外音楽堂
- 五 駐車場
- 六 便所
- 七 水飲場及び手洗場
- 八 掲示板及び標識

- 2 災害等により一時的に使用するために特定公園施設を設置するときは、前項の基準によらないことができる。

附 則 (略)

●秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例施行規則

平成24年11月27日
秋田県規則第42号

(改正 令和 7年 6月27日 規則第 38号)

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例(平成二十四年秋田県条例第八十号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定公園施設の設置に関する基準)

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十三条第一項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、次条から第十二条までに定めるところによる。

(園路及び広場)

第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号。第六号において「令」という。)第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合においては、そのうち一以上の園路及び広場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(一) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

(二) 車止めを設ける場合においては、当該車止めの相互の間隔のうち一以上の間隔は、九十センチメートル以上とすること。

(三) 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(四) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設するときは、この限りでない。

二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(一) 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けたときは、百二十センチメートル以上とすることができる。

(二) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

(三) 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

(四) 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

(五) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

三 階段(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(一) 両側には、手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得

ない場合は、この限りでない。

(二) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

(三) 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(四) 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。

(五) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。

(六) 両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

四 階段を設ける場合においては、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合で、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造のものを設けるときは、この限りでない。

五 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(一) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

(二) 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。

(三) 横断勾配は、設けないこと。

(四) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

(五) 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

(六) 両側には、手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(七) 両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十二條第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて敷設したもの(第六条第一項第二号(六)において「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

七 次条から第十一条までの規定により設けた特定公園施設のうちそれぞれ一以上の特定公園施設及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第百十号)第二条第二項の主要な公園施設に接続すること。

(屋根付広場)

第四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合においては、そのうち一以上の屋根付広場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(一) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

(二) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

二 車椅子使用者が円滑に利用することができる広さを確保すること。

(休憩所及び管理事務所)

第五条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合においては、そのうち一以上の休憩所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(一) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

(二) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

(三) 戸を設ける場合においては、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

二 カウンターを設ける場合においては、そのうち一以上のカウンターは、車椅子使用者が円滑に利用することができる構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

三 車椅子使用者が円滑に利用することができる広さを確保すること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合においては、そのうち一以上の便所は、第八条第二項、第九条及び第十条に定める基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合においては、そのうち一以上の休憩所」とあるのは、「管理事務所」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、第四条第一号に定める基準に適合するものであること。

二 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(一) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとしたときは、八十センチメートル以上とすることができる。

(二) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

(三) 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

(四) 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

(五) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

(六) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

三 当該野外劇場の収容定員が、二百人以下の場合にあつては当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上、二百人を超える場合にあつては当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。)を設けること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合においては、そのうち一以上の便所は、第八条第二項、第九条及び第十条に定める基準に適合する

ものであること。

- 2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。
 - 二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。
 - 三 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。
- 3 前二項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合においては、そのうち一以上の駐車場に、当該駐車場の全駐車台数が、二百台以下の場合にあつては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、二百台を超える場合にあつては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

- 2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
 - 二 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - 二 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。
 - 三 前号の規定により設ける小便器には、手すりを設けること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合においては、そのうち一以上の便所は、前項に定める基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。
 - 一 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造を有する便房を設けること。
 - 二 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造を有する便所であること。

第九条 前条第二項第一号の便房を設ける便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (一) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - (二) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。
 - (三) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造を有する便房を設けていることを表示する標識を設けること。
 - (四) 戸を設ける場合においては、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

二 車椅子使用者が円滑に利用することができる広さを確保すること。

2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造を有することを表示する標識を設けること。

三 腰掛便座及び手すりを設けること。

四 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造を有する水洗器具を設けること。

3 第一項第一号(一)及び(四)並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。

第十条 前条第一項第一号(一)、(二)及び(四)並びに第二号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第八条第二項第二号の便所について準用する。

(水飲場及び手洗場)

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合においては、そのうち一以上の水飲場は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造とすること。

二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとする。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

3 第三条から前条までの規定により設けた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合においては、そのうち一以上の標識は、第三条の規定により設けた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

附 則 (略)

景観百選「秋田え〜どご100」一覧(平成21年3月)

「秋田え〜どご100」は、「みんなに見せたい、自慢したい、何度見ても飽きない」というテーマで、県内の良好な景観を「自然」「農山漁村」「歴史・文化」「街並み」「都市」の5つのジャンルで広く県民から募集し、その中から選んだものです。「秋田え〜どご100」を多くの人が目にすることで、地域に対する誇りや愛着を持ち、それらを「守り」「育て」「活用」することに加え、新たな景観を「創造」することで地域の魅力を高め、地域の活性化へつなげるものです。

表最左欄の「No.」が写真下記載の「No.」です。

景観種別自：自然/農：農山漁村/歴：歴史・文化/街：街並み/都：都市

No.	視対象(見る対象、見えるもの)	景観種別	撮影地	No.	視対象(見る対象、見えるもの)	景観種別	撮影地
1	康楽館と明治百年通り	街	小坂町	51	白い世界近しの「藤倉水源地」	歴	秋田市
2	十和田湖大パノラマ	自	小坂町	52	三浦館	歴	秋田市
3	大湯滝めぐりコース「止滝」の紅葉	自	鹿角市	53	伏伸の滝風景	自	秋田市
4	八幡平大湯谷地の「お花畑」	自	鹿角市	54	鶴養集落の堰のある風景	農	秋田市
5	旧関善酒店と現関善酒店	歴	鹿角市	55	高尾山からの眺め	自	秋田市
6	史跡尾去沢鉱山・石切沢通洞坑	歴	鹿角市	56	亀田の街並み	街	由利本荘市
7	湯瀬溪谷	自	鹿角市	57	錦秋の法体の滝	自	由利本荘市
8	八幡平から望む鳥海山	自	鹿角市	58	国道107号沿いの「宿河川公園こいのぼり」	農	由利本荘市
9	八幡平、雪の回廊(アスピーテライン)	自	鹿角市	59	ヒオウギアヤメと鳥海山(矢島祓川より)	自	由利本荘市
10	日本一の泥火山	自	鹿角市	60	豊饒の海(稔りの秋と由利高原鉄道)	自	由利本荘市
11	大湯環状列石	歴	鹿角市	61	鏡面に映る霊峰鳥海山(大谷地池)	自	由利本荘市
12	田代岳の高層湿原	自	大館市	62	獅子ヶ鼻湿原の”出つぼ”	自	にかほ市
13	万灯火(合川地区、小阿仁川流域)	歴	北秋田市	63	あがりこ大王	自	にかほ市
14	森吉山の樹氷	自	北秋田市	64	元滝	自	にかほ市
15	阿仁の灯籠流し	歴	北秋田市	65	奈曽の白滝	自	にかほ市
16	紅葉と秋田内陸線	自	北秋田市	66	春の鳥海山(象潟より)	自	にかほ市
17	日本の滝100選「安(やす)の滝」	自	北秋田市	67	鳥海山と初夏の仁賀保高原	自	にかほ市
18	八幡宮綴子神社例大祭	歴	北秋田市	68	新緑のしだれ桜(角館)	歴	仙北市
19	森吉山「山人平(やまびとだいら)」	自	北秋田市	69	紅葉と黒板塀(角館・青柳家)	歴	仙北市
20	小又峡「三階の滝」	自	北秋田市	70	雪と紅葉と黒板塀(角館・河原田家)	自	仙北市
21	奥森吉、小又峡(滝の造形、泡みつつ)	自	北秋田市	71	街並みと桜(角館)	街	仙北市
22	こぶ杉	自	上小阿仁村	72	山肌染めるコマクサ	自	仙北市
23	岳岱自然観察教育林(藤里白神)	自	藤里町	73	紅葉の温泉宿(鶴の湯)	歴	仙北市
24	朝霧に野鳥乱舞(小友沼)	自	能代市	74	夕映えの紅葉と黒湯	自	仙北市
25	風の松原(霧の朝のウォーキング)	自	能代市	75	抱き返り溪谷(碧い流れ)	自	仙北市
26	きみまち阪屏風岩と紅葉	自	能代市	76	新緑の御座石	歴	仙北市
27	三十釜溪谷	自	八峰町	77	秋田の穀倉風景	農	大仙市
28	みこしの滝あび	歴	八峰町	78	川を渡るぼんでん(大曲地域花館地区)	歴	大仙市
29	桃源郷のかやぶき民家と桃の花	自	八峰町	79	全国花火競技大会	歴	大仙市
30	サンドクラフト(釜谷浜)	農	三種町	80	唐松神社	自	大仙市
31	じゅんさいの摘みとり風景	農	三種町	81	国指定名勝 池田氏庭園(弘田分家庭園)	歴	大仙市
32	入植記念碑	都	大潟村	82	国指定名勝 池田氏庭園	歴	大仙市
33	桜と菜の花ロード	街	大潟村	83	刈和野の大綱引き	歴	大仙市
34	男鹿半島の最北端 北緯40度モニュメント	歴	男鹿市	84	千畑の松並木	歴	美郷町
35	残存湖(八郎潟)	自	男鹿市	85	千畑ラベンダー園	自	美郷町
36	海浜庭園・桜島海岸	自	男鹿市	86	御台所清水	自	美郷町
37	荘厳なたたずまいの五社堂	歴	男鹿市	87	仙北平野(町民の森から)	自	美郷町
38	そそり立つ入道崎・鹿落し	自	男鹿市	88	真昼山ブナ林	自	美郷町
39	船越海岸	自	男鹿市	89	大森公園の芝桜	都	横手市
40	雲海(寒風山山頂より眞山本山を望む)	自	男鹿市	90	サルビアの絨毯	農	横手市
41	男鹿の棚田	自	男鹿市	91	雄物川の白鳥と鳥海山	都	横手市
42	炎立つ寒風山の野焼き	歴	男鹿市	92	りんご園と鳥海山	農	横手市
43	五城目北ノ又、ネコバリ岩	自	五城目町	93	西馬音内盆踊り	歴	羽後町
44	五城目朝市の春	歴	五城目町	94	おしら様の枝垂れ桜	自	湯沢市
45	新緑の中の日本のこころの原風景(北ノ又)	農	五城目町	95	小安峡大噴湯	自	湯沢市
46	三倉鼻公園からの夕日	自	八郎潟町	96	川原毛地獄	自	湯沢市
47	シラウオ漁(八郎潟残存湖)	農	井川町	97	須川湖から栗駒山	自	東成瀬村
48	公園のオブジェ(日本国花苑)	都	井川町	98	須川高原の紅葉盛期	自	東成瀬村
49	稲刈り、未来の職は農業	農	潟上市	99	幽玄(ゲンジボタルの舞)	自	東成瀬村
50	田園の中の油田	歴	秋田市				

○「秋田え〜どご100」では、応募総数384点の中から99カ所の”え〜どご”を選定しました。

○皆さんの知っている”え〜どご”は、この中に何カ所あるのでしょうか。

○あるいはもっとすばらしい”え〜どご”を知っている方もいるのではないのでしょうか。

●そこで100番目の”え〜どご”は、みなさん自身が選んでみてください。



01



02



03



04



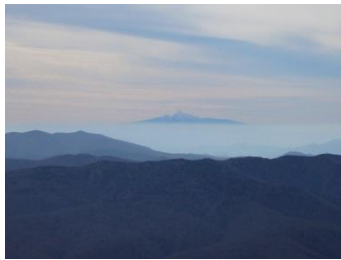
05



06



07



08



09



10



11



12



13



14



15



16



17



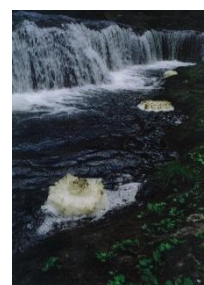
18



19



20



21



22



23



24



25



26



27



28



29



30



31



32



33



34



35



36



37



38



39



40



41



42



43



44



45



46



47



48



49



50



51



52



53



54



55



56



57



58



59



60



61



62



63



64



65



66



67



68



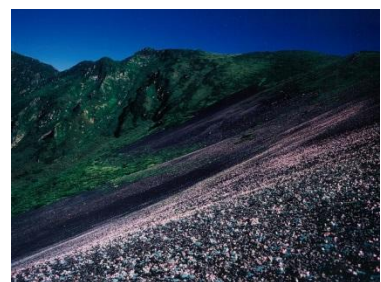
69



70



71



72



73



74



75



76



77



78



79



80



81



82



83



84



85



86



87



88



89



90



91



92



93



94



95



96



97



98



99